

【 基本目標Ⅰ 地域で支え合い活動の推進 ～地域福祉活動への市民参加～ 】

◆重点課題1 安全で安心して暮らせる地域づくり

№	施策内容	取組名	計画策定時		担当課	平成31年4月調査時点				令和2年3月調査時点				他の計画等で評価や進捗管理を行っている	第3期地域福祉計画へ引き継ぐか			
			現状と課題	今後の方向性		平成30年度の具体的な取組	進捗状況	課題	平成31年度事業計画	令和元年度の具体的な取組	進捗状況	課題	令和2年度事業計画					
1	(1) 地域ぐるみの防犯活動の推進	ブルーフラッシュ活動	ブルーフラッシュ活動については、毎月10名前後の地域住民が参加しています。しかし、参加者が限られているため、活動の継続には新規参加者の確保が必要です。	地域ぐるみによる官民協働の防犯活動として、参加されたことのない方も含め、今後も積極的に参加を促すよう、活動を周知します。	危機管理課 生活安全課	毎月、月末の金曜日において、駅前の自治会と守山警察署の協力を得て、「協働事業」として野洲駅周辺における防犯パトロール活動(通称「ブルーフラッシュ活動」)を実施するとともに、近年多発する特殊詐欺等の啓発を行い、防犯の普及啓発に努めた。平成31年度は9回(雨天時は啓発品の配布)実施し、延べ80名以上に参加をいただいた。	◎	◎	地域安全センターを拠点とした、ブルーフラッシュなどの活動により、駅周辺の放置自転車、路上喫煙者の大幅な減少となっているため。	活動に参加いただいている地域自治会の方々の高齢化がある。	継続した取組と、最新の犯罪情報などの提供を行うことで、防犯対策の普及啓発に努めた。また、近江南部地域に警備や注意喚起を命ずるを除き、雨天等であっても中止とせず、好天時はパトロール、雨天時は駅前街頭啓発活動を実施する。	◎	◎	地域安全センターを拠点とした、ブルーフラッシュなどの活動により、駅周辺の放置自転車、路上喫煙者の大幅な減少となっているため。	活動に参加いただいている地域自治会の方々は、割当による参加とされ問題はないが、雨天等であっても中止とせず、好天時はパトロール、雨天時は駅前街頭啓発活動を実施する。	進捗管理は行っていない。	引き継ぐ	
2	(2) 災害時の要保護者支援	災害時要保護者登録制度	災害時要保護者登録制度については、アンケート調査結果から認知度の低さがうかがえます。しかし、登録には要保護者の個人情報を扱う必要があり、また、自治会単独での管理や支援体制の整備は難しいという考えが強い。また、取組が進んでいません。	制度を継続して活用を促すために、各自治会や民生委員児童委員だけでなく、要保護者自身へも取組のさらなる啓発を行うとともに、取組が進みにくい要因の調査、検討を進め、必要に応じて制度の改善を図ります。また、個人情報保護に配慮しつつ関係者間での情報共有に努めます。	社会福祉課	・野洲市が取り組んでいる現登録制度について、平成29年度に検討された内容については、各学区自治連合会に出向き、説明した。また、検討内容での様式に変更し、登録申請書を作った。 ・湖南消防との協定書を見直し、避難行動要保護者登録情報について、提供先を湖南消防局東本部分から東消防署に変更するとともに、平常時に名簿情報を活用できるようにした。 ・メンテナンス期限が終了している登録システムのパソコンと新バージョンのシステムを導入した。	○	○	湖南消防との協定書の見直し、登録システムの更新については、順調に進められたが、登録制度については、平成29年度中に検討し見直しした内容で、進めたい自治会があることや、自治会に加入していない人への対応などが必要である。	市の制度を利用する自治会や独自に取り組む自治会がある一方で、何も取組ができていない自治会があることや、自治会に加入していない人への対応などが必要である。	・野洲市が取り組んでいる現登録制度について、見直しした内容に基づき、自治会への周知や新たな登録に向けた取組を進める。これには、自治会の手上げ(受皿作り)が必要不可欠であり、自治会での取組を支援する方法を検討する。 ・湖南消防局東消防署に5月中旬に更新した避難行動要保護者名簿を提供する。	○	○	市の登録制度により、名簿提供を受けた自治会への周知や新たな登録に向けた取組を進める。これには、自治会の手上げ(受皿作り)が必要不可欠であり、自治会での取組を支援する方法を検討する。 ・湖南消防局東消防署に5月中旬に更新した避難行動要保護者名簿を提供する。	なし	引き継ぐ		
3	介護保険事業計画で地域で暮らしを支え合うまちづくり	介護保険事業計画	高齢者人口の増加により、高齢者世帯や高齢者単身世帯が増え、日々の防災対策も希薄になっていく。高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者の地域におけるコミュニケーションを支え、日常の防災に対する認識や対策について支え合える関係づくりを進める必要があります。	自治会(ふれあいサロン)や老人クラブ等において、高齢者の「防災対策の意識向上」に向けての講話や訓練等の実施、地域の連携や情報共有により、高齢者の見守りネットワークを推進します。また災害時の対応(避難支援体制の整備・福祉避難所の指定等)についても推進します。	高齢福祉課	自治会等で実施される小地域ふれあいサロンや老人クラブの活動において、高齢者にもより予防や地域コミュニティの活性化を図ることができた。	○	○	小地域ふれあいサロンや老人クラブなどの活動がなく、高齢者の集える場のない地域がある。	社会福祉協議会や老人クラブ連合会と連携して、顔の見える関係づくりや防災を意識した見守り・支え合いをめざし、小地域ふれあいサロンや老人クラブ等の高齢者の集える場が拡充するように支援する。	今年度12月に民生委員・児童委員の一斉改選があったことから、取組自治会のうち、民生委員・児童委員が替わられた所においては、旧名簿を回収し、新しい民生委員・児童委員の方々に登録者名簿を配布するとともに制度説明を行い、「個人情報の取扱いに関する誓約書」を徴した。	◎	◎	小地域ふれあいサロンは、実施自治会数、開催回数ともに堅調に伸びており、現在市内全域で80のサロンが運営されている。市と社会福祉協議会はこれを両面で促進しており、補助金のほかサロン担い手交流会、サロン備品の貸出などの事業支援に今年度も取り組んだ。 老人クラブについては、今年度老老連連の「あり方検討会」の運営を支援し、同答申に基づいて老老を活性化させることで、高齢者を孤立させない地域づくりを進めるよう促した。 このように、平時から繋がりを持っておくこと、各地域における災害発生時の要保護者支援対策として最も重要である。	計画策定時-今後の方向性の項の後段に記載がある「災害時の対応(避難支援体制の整備・福祉避難所の指定等)」については、当該のみの範囲で実施しているが、市として未だ無策であり、介護関係の事業所や自治会、学区と機動的な検討が至急に必要であると考えている。	老人クラブ会員数や小地域ふれあいサロン数は高齢者福祉計画-介護保険事業計画において目標としている。	地域における繋がりづくりや居場所づくり、相互支援を促進すること、及び地域での防災力が高まること、及び高齢者に限らない福祉のまちづくり施策として、包括的なテーマであり、第3期計画でも大きな政策目標として掲げられるテーマであると思う。	
4	(3) 日常の防災対策の充実	自主防災組織の育成・強化	地域における日常の防災対策については、不測の事態に備えて自主防災組織を育成・強化するため、「自主防災リーダー研修会」に多くの参加者を募る必要があります。	毎年3回「自主防災リーダー研修会」を開催し、概ね各自治会からの参加があるため、引き続き「自助・共助」の大切さや災害に対する備え等について市民に周知を行い、自主防災組織の強化につなげます。	危機管理課 生活安全課	・災害時要保護者登録について介護予防ケアマネジメント担当者を通して要保護者に啓発した。 ・生活支援体制整備事業においては、日常の見守りや支え合いが災害時の対応につながるという視点を持って地域の実態把握を進めている。	○	○	高齢者の防災意識の向上を意図した働きかけを行った。	要介護・要支援者の災害時の避難支援等について具体的に考える必要がある。	・介護予防ケアマネジメント担当者が担当する要支援者の災害時の対応方法について具体的に考える。 ・ふれあいサロン参加者等へ災害対策の必要性を周知する。	○	○	行政、社会福祉協議会、介護サービス事業者とともに、災害をテーマにした研修会を実施し、災害時の対応等について、情報交換を行った。	・今後も災害時対策については、事業者や高齢者等へ周知していく必要がある。	・様々な会議や講座等を通して、災害時の対応、防災意識の向上を図る。	評価、進捗管理は行っていない。	引き継ぐ
5	自主防災組織の育成・強化	自主防災組織の育成・強化	地域における日常の防災対策については、不測の事態に備えて自主防災組織を育成・強化するため、「自主防災リーダー研修会」に多くの参加者を募る必要があります。	毎年3回「自主防災リーダー研修会」を開催し、概ね各自治会からの参加があるため、引き続き「自助・共助」の大切さや災害に対する備え等について市民に周知を行い、自主防災組織の強化につなげます。	危機管理課 生活安全課	近年では、地震、集中豪雨、大型台風の襲来など、これまで想定していなかった災害が全国各地で多発しており、災害はいつどこで発生するかわからない状況となっています。市では、このような状況を受け、昨年に引き続き総合防災訓練を一旦休止し、より実践に即した訓練が必要であることから、例年の研修会に加え、第3回目として熊本地震でも課題となった避難所の適正な開設、運営を目的とした避難所開設・運営研修(訓練)を開催しました。 第3回目の研修会では、総合防災センターを会場とし、各自治会の自主防災組織等のリーダーだけでなく、民生委員、社会福祉協議会職員、市内県立学校教職員、県立野洲高等学校生徒、市内小・中学校教職員、消防団員、研修生(龍谷大学生)、市職員などの参加のもと研修会を実施しました。 第1回参加者 5月13日(日)・・・161名 第2回参加者 7月8日(日)・・・137名 第3回参加者 8月19日(日)・・・125名(祇王学区、篠原学区、中里学区、兵主学区対象) 8月26日(日)・・・147名(野洲学区、北野学区、三上学区対象) ※第3回の自治会については、学区毎で研修日を指定	◎	◎	参加者に実践的な訓練であり好評であったため。	自治会によっては、役員の交代が1年毎にあるところもあるため、毎年、継続した研修会の実施により、地域防災力の向上を図っていく必要があります。	避難所開設・運営研修に関しては、自主防災リーダー組織等一研修会として地震災害時の初動対応と併せて第3回目の自主防災組織等リーダー研修会に位置付けし、合わせて378名の参加をいただきました。(内訳) 第1回 5月12日(日)・・・129名(85自治会参加) 第2回 7月7日(日)・・・124名(85自治会参加) 第3回 8月25日(日)・・・125名(80自治会参加)	◎	◎	自治会によっては、役員の交代が1年毎にあるところもあるため、毎年、継続した研修会の実施により、地域防災力の向上を図っていく必要があります。	避難所開設・運営研修に関しては、令和2年度においても地震災害時の初動対応訓練や簡易的なHAG訓練を組み合わせて、自主防災リーダー研修会として継続実施します。また、次年度再開予定の総合防災訓練には、当該研修会の訓練を組み合わせ、実践型訓練になるよう消防署、消防団に協力の下、進めたいります。	ロードマップにおいて評価を実施した。	引き継ぐ	

◆重点課題2 ともに支え合う地域づくり

No.	施策内容	取組名	計画策定時		担当課	平成31年4月調査時点			令和2年3月調査時点			他の計画等で評価や進捗管理を行っている	第3期地域福祉計画へ引き継ぐか			
			現状と課題	今後の方向性		平成30年度の具体的な取組	進捗状況		課題	平成31年度事業計画	令和元年度の具体的な取組			進捗状況		
							◎○△	左記の理由						◎○△	左記の理由	
6	(1) 「あいさつ運動」の推進	「あいさつ運動」の推進	「あいさつ運動」については、日頃から近所の人とあいさつをしている方や、防犯のために活動を行っている市民・団体が多いため、引き続き日常的な声かけもきめた、あいさつによるコミュニケーション活動を支援する必要があります。	地域住民の連携や子どもたちの安全確保・防犯のため、あいさつだけでなく日頃からの声かけを勧め、地域のコミュニケーションの強化を推進します。	危機管理課 生活安全課	継続した取組を行う。	◎	左記に記載した期間において、啓発活動を実施した。	特になし。	継続した取組を行う。	◎	左記に記載した期間において、啓発活動を実施した。	特になし。	進捗管理は行ってない。	引き継がない	
7					学校教育課	子どもの登下校を地域全体で見守る体制として、スクールガードや保護者、地域の方々の協力を得て、子どもの安全の確保やあいさつをすることができた。	◎	この施策は、充実・定着してきているため。	スクールガードが高齢化、固定化してきているので、地域の方々への広報を強化するなどして、登録者を増やす取組を進める必要がある。	子どもの登下校を地域全体で見守る体制として、スクールガードや保護者、地域の方々の協力を得て、子どもの安全を確保していく。	◎	この施策は、充実・定着してきているため。	スクールガードが高齢化、固定化してきているので、地域の方々への広報を強化するなどして、登録者を増やす取組を進める必要がある。	子どもの登下校を地域全体で見守る体制として、スクールガードや保護者、地域の方々の協力を得て、子どもの安全を確保していく。	進捗管理は行ってない。	引き継ぐ
8					生涯学習ｽﾎｰﾙ課	関係機関と連携し、下記の事業を実施した。 ・愛の声かけ運動 7月2日(月)1,014人、11月1日(木)1,011人 ・愛のハローロール 基本毎月第13金曜日全19回実施 ・はつらつ野洲っ子中学生ひろば 7月14日(土)239人 ・はつらつ野洲っ子育成フォーラム 12月8日(土)206人 守山野洲少年センターと連携し、有害図書環境浄化活動などを実施し、一定の取り組みと啓発ができた。	◎	この施策は、充実・定着してきているため。	特になし。	青少年の健全育成における家庭教育の影響力は大きく、学校・地域間が連携した継続的な見守り・支援・指導が求められている。また、少年補導委員及び青少年育成市民会議と連携した活動を深め、街頭補導等において、より一層の啓発に取り組む。	関係機関と連携し、下記の事業を実施した。 ・愛の声かけ運動 7月1日(月)1,021人、11月1日(金)939人 ・愛のハローロール 基本毎月第13金曜日全19回実施 ・はつらつ野洲っ子中学生ひろば 7月14日(土)227人 ・はつらつ野洲っ子育成フォーラム 12月7日(土)199人 守山野洲少年センターと連携し、有害図書環境浄化活動などを実施し、一定の取り組みと啓発ができた。	◎	この施策は、充実・定着してきているため。	特になし。	青少年の健全育成における家庭教育の影響力は大きく、学校・地域間が連携した継続的な見守り・支援・指導が求められている。また、少年補導委員及び青少年育成市民会議と連携した活動を深め、街頭補導等において、より一層の啓発に取り組む。	進捗管理は行ってない。
9	(2) 世代間交流などの推進	スクールガード	世代間交流については、保育所(園)や幼稚園、子ども教室や公共施設でのイベントやスクールガードによる小学生の登下校時の見守りなど、子どもと高齢者などの異年齢交流や地域の人々との世代間交流が積極的に行われています。	スクールガードによる子どもたちの登下校時の見守り活動を通して、引き続き、子どもたちと高齢者のふれあいや地域とのつながりを深めます。	学校教育課	登下校時の見守り活動を通して、子どもたちがスクールガード等地域の大人や高齢者とふれあうことができた。	◎	この施策は、充実・定着してきているため。	特になし。	登下校時の見守り活動を通して、子どもたちがスクールガード等地域の大人や高齢者とふれあうことができた。	◎	この施策は、充実・定着してきているため。	特になし。	登下校時の見守り活動を通して、子どもたちがスクールガード等地域の大人や高齢者とふれあう機会を確保していく。	引き継ぐ	
10	(3) ひとり暮らしの高齢者などのサービス提供体制の強化	介護保険事業計画 地域で暮らしを支え合うまちづくり	高齢者人口の増加により、高齢者世帯や高齢者単身世帯が増え、老老介護や認知症等、支援を要する高齢者及びその家族も増加することが見込まれます。そのため、支援を要する高齢者や家族が安心して暮らせるよう、見守り体制や相談体制の充実が必要です。	高齢者人口のピークを迎える2025年に向け、健康で自立した高齢者への支援を行います。認知症対策や介護予防(1次予防・2次予防)・生きがい対策(生きがいづくりの会・シニアスクール・自主活動)・社会参加の促進(シルバー人材)・健康づくり(健診)等により、今後も高齢者個人だけでなく、地域全体が一体となって取組を推進します。	高齢福祉課	高齢者健康生きがい地域活動応援プログラム検討会において、社会福祉協議会、市民活動団体、福祉施設・病院、老人クラブ連合会、市関係機関や関係機関や団体の役割を明確化する等と、主管団体に移行する。	○	高齢者の地域活動事例発表は定員を超える参加者があり、意識啓発や活動支援につながった。	高齢者の身体状況に応じた活動の場の確保。	継続実施し、高齢者健康生きがい地域活動応援プログラム検討会において各機関や団体の役割を明確化する等と、主管団体に移行する。	◎	高齢者の生きがい対策や地域活動参画促進のための取組を関係機関や団体で共有し、一体となって取組む方向性が確認できた。	要介護・要支援までには至らない要配慮の高齢者が参加できる活動の場や、居場所の数を種類をさらに増加させる必要がある。これに関わっては、多様な組織が担い手になるべきであり、現行の自治会を基準にした支援策や補助等のあり方を再検討する必要がある。	高齢者のボランティア活動の促進・支援については、プログラムの内容を社会福祉協議会と十分協議を共有して進めた。具体的には、同会のボランティアセンター事業に高齢者の生きがいづくり支援の考え方を取り入れてもらい、同プログラムを実践いただくことで、その具現化を図ってきたい。	ロードマップにおいて評価を実施した。	健康な高齢者が、地域づくり、ひいては地域福祉の重要な担い手であり、推進の観点から、このような施策は第3期計画においても一定踏まえられるべきだと思う。
11					地域包括支援センター	・百歳体操は継続実施団体30か所に体力測定、健康教育などの支援を行った。新規に7地域で実施団体の立ち上げ支援を行った。 ・総合事業の短期集中通所型サービスは18名の参加があった。 ・認知症の理解を広める「認知症サポーター養成講座」を14回開催し、506人の受講者があった。また、認知症啓発講演会を実施し、112名の受講者があった。	○	百歳体操実施団体は増加しており、他の事業もほぼ、予定通りの参加者があった。今年度は市民を対象とした認知症講座を実施し、定員を超える受講者があった。	百歳体操実施団体の支援を継続し、見守り、生活支援に発展する身近な通いの場を増やす必要がある。	・百歳体操は、実施団体の支援を継続すると同時に新規の団体の立ち上げに向けて啓発を行う。 ・介護予防に資する人材育成事業を実施し、介護予防の充実を図る。 ・認知症の理解を広め、認知症の人を見守る地域づくりに努める。	・百歳体操は継続実施団体53か所に体力測定、健康教育などの支援を行った。新規に4地域で実施団体の立ち上げ支援を行った。 ・総合事業の短期集中通所型サービスは8名の参加があった。 ・認知症の理解を広める「認知症サポーター養成講座」を13回開催し、650人の受講者があった。今年度は、企業においても多数受講して頂き、認知症の理解普及に努めた。	○	百歳体操や認知症のサポーター養成講座は計画的に進めることができた。	・認知症の理解を広めるため、今後も「認知症サポーター養成講座」の継続的な実施と併せて、幅広く市民に周知していく必要がある。 ・総合事業短期集中通所型サービスについては、参加人数が少ないため、事業の再検討が必要である。	高齢者福祉計画・介護保険事業計画で進捗管理を行っている。	引き継ぐ



◆重点課題3 健康で生きがいのある地域づくり

No.	施策内容	取組名	計画策定時		担当課	平成31年4月調査時点				令和2年3月調査時点							
			現状と課題	今後の方向性		平成30年度の 具体的な取組	進捗状況		課題	平成31年度 事業計画	令和元年度の 具体的な取組	進捗状況		課題	令和2年度 事業計画	他の計画等で評価や進捗 管理を行っている	第3期地域福祉計画へ引き継ぐ か
							◎○△	左記の理由				◎○△	左記の理由				
12	健康増進事業 (健康診査・健康相談・ 健康教育など)	健康増進事業 (健康診査・健康相談・ 健康教育など)	地域における健康づくりの支援については、現在、健診受診後に食事や運動、喫煙や飲酒等の生活習慣改善が必要な方を対象に、健康教育や個別健康相談等を実施しています。しかし、特定健康診査の受診率は高いですが、生活習慣改善を促す保健指導(集団健康教育・健康相談等)の利用率はあまり伸びていないため、働きかけを工夫する必要があります。また、喫煙・多量飲酒等は生活習慣病の発症と深く関係しますが、あまり周知されていないため、今後、啓発が必要です。	引き続き、生活習慣改善が必要な方には個別に通知し、健康相談・健康教室の利用を勧めるとともに、喫煙者・多量飲酒者へ改善の働きかけを強化します。	健康推進課	特定保健指導対象者390人に個別通知、212人に電話や訪問により利用動向を、118人が利用につながった。また、禁煙関心者30人に禁煙相談等を勧めた。	◎	特定保健指導の利用枠を拡充し、利用者の増加につなぐことができた。	特定保健指導の利用動向をさらに強化し、生活習慣病予防につなげる必要がある。	引き続き特定保健指導対象者への働きかけを通知および電話、訪問にて積極的に続けていく。	特定保健指導対象者330人に個別通知、147人に電話や訪問により利用動向を、85人が利用につながった。また、禁煙関心者11人に禁煙相談等を勧めた。	◎	特定保健指導の利用枠を拡充し、利用者の増加につなぐことができた。	特定保健指導の利用動向をさらに強化し、生活習慣病予防につなげる必要がある。	第2期野洲市国民健康保険 保健事業実施計画・第3期野洲市特定健康診査等実施計画	引き継がない	
13	(1) 地域における健康づくりの支援	特定健康診査・保健指導	特定健康診査の受診率は滋賀県下でもトップ水準にあるため、「野洲市国民健康保険 特定健康診査・特定保健指導第2期実施計画」に基づきながら、保健指導等の事業を推進します。	特定健康診査の受診率は滋賀県下でもトップ水準にあるため、「野洲市国民健康保険 特定健康診査・特定保健指導第2期実施計画」に基づきながら、保健指導等の事業を推進します。	保険年金課	特定健診・保健指導については、平成29年度に策定し、平成30年度から実施の第3期野洲市特定健康診査等実施計画に基づき実施した。また、平成26年度から実施している国保被保険者の糖尿病重症化予防については、過去の事業実施者も対象として募集し19人の参加を得て、面談や電話指導などの事業を実施した。さらに、事業修了者に対しては、交流会を実施し、生活習慣の改善維持に向けた情報交換等を実施した。	◎	特定健診・保健指導及び糖尿病重症化予防事業、修了者の交流事業のいずれも計画通り実施できた。	特定健診・保健指導については、高齢の方の受診が高く、低年齢の方の受診が低い傾向にある。そのため若い世代の受診を促す取組が必要である。また、重症化予防を目的とした糖尿病重症化予防指導等については、手上げ方式の参加であるため、意識の高い方は既に参加しているが、参加していない方へのアプローチが必要である。	特定健診・保健指導については、実施計画に基づいて引き続き実施していくとともに、若年層の方の受診につながるような工夫をしながら計画を実施する。また、糖尿病重症化予防指導においては、主治医と連携して、当該事業への参加を促してもらいなどのアプローチ方法を新たに計画する。	特定健診・保健指導については、平成29年度に策定し、平成30年度から実施の第3期野洲市特定健康診査等実施計画に基づき実施した。また、平成26年度から実施している国保被保険者の糖尿病重症化予防については、主治医と連携した動員を行い、過去の事業実施者も対象として募集した結果、26人の参加を得て、面談や電話指導などの事業を実施した。	◎	特定健診・保健指導及び糖尿病重症化予防事業いずれも計画通り実施できた。	特定健診・保健指導については、高齢の方の受診が高く、低年齢の方の受診が低い傾向にある。また、全体的に受診率が下がっているため、高齢の方・低年齢の方ともに受診につながるような工夫をしながらかつて実施する。また、重症化予防を目的とした糖尿病重症化予防指導等については、主治医からの動員により参加人数が増加した。今後も主治医との連携をより密にして参加者を増やす取り組みが必要である。	特定健診・保健指導については、実施計画に基づいて引き続き実施していくとともに、高齢の方・低年齢の方ともに受診につながるような工夫をしながらかつて実施する。また、重症化予防を目的とした糖尿病重症化予防指導等については、主治医と連携して、当該事業への参加を促すアプローチ方法を新たに計画する。	第3期野洲市特定健康診査等実施計画	引き継がない
14	健康増進事業 (健康診査・健康相談・ 健康教育など)	健康増進事業 (健康診査・健康相談・ 健康教育など)	地域・学区の健康課題を話し合い、その解決に向けて健康づくりを実施する機会である「健康を考える会」の運営を健康推進員とともに取り組んでいます。しかし、市内7地区の「健康を考える会」の活動を具体的な健康づくりの場として位置づけていますが、健康推進員の2年間の短い任期の中では地域に根ざした活動の実践につなげることは難しい状態です。	「野洲市ほほえみやす21健康プラン」に基づく活動を継続・拡大するために、「健康を考える会」への活動支援を、地域の実情に応じた具体的な健康づくりの場として継続します。具体的には、実践活動が展開しやすいように健康課題を提示するなど、運営の改善を図ります。	健康推進課	第7期2年目の健康を考える会は、地区毎や合同で計41回開催され、延264人の委員が参加した(参加率51.4%)。活動報告会を実施(1/19)し、それぞれの学区の取組を共有した。また、活動報告会と併せて、人ごとではない!知っておきたい「がん」のこと等をテーマに研修会を実施した。「がん」について今まで以上に踏み込んだ講演でよかった」、「当事者のお話を聞くことで、生きることの大切さ、がんと向き合う強さを感じた」等の声が得られ、がんについての啓発が図れた。	○	各地域での健康づくり活動が草の根的に継続できている。	市民とともに健康課題を共有しながら、地域の健康づくりの実践に結びつけられるように今後も継続的な取組が必要である。	新たな委員で第8期健康を考える会を開始するので、野洲市全体や各地域の健康課題を市民と共有しながら、まずは自分たちの健康づくりの実践をし、次の段階として地域の健康づくりが実践できるように働きかけていく。	第8期1年目の健康を考える会は、地区毎や合同で計35回開催され、延259人の委員が参加した(参加率66.8%)。活動報告会を実施(2/8)し、それぞれの学区の取組を共有した。また、活動報告会と併せて、「誰かがある必要としている～すべての人生には目的がある～」をテーマに研修会を実施した。「誰でも悩み盛りことがあると思います。でも、一人じゃない、回りに誰かいてくれる、いてくれる。私も、明るく、これからの人生を過ごしたいと思います」等の声が得られ、心の健康づくりについての啓発が図れた。	○	各地域での健康づくり活動が草の根的に継続できている。	市民とともに健康課題を共有しながら、地域の健康づくりの実践に結びつけられるように今後も継続的な取組が必要である。	第8期健康を考える会の2年目となるので、野洲市全体や各地域の健康課題を市民と共有しながら、自分たちの健康づくりの実践をとおして、地域の健康づくりが実践できるように働きかけていく。	野洲市ほほえみやす21健康プラン(第2次)	引き継がない
15	(2) 高齢者の自立支援に向けた環境づくり	いつでも元気で暮らせるまちづくり	高齢者の自立支援については、現在は個人の意識の問題になっているが、超高齢社会に向け、介護予防や就労支援など、いきいきと活動できる社会(場)の体制づくりが急務となっています。	高齢者が住み慣れた地域において、健康で活動的な生活ができるように、医療機関などの関係機関や福祉関係者・地域住民と連携しながら、自立に向けた総合的な支援を推進します。	高齢福祉課	高齢者健康生きがい地域活動応援プログラム検討会において、社会福祉協議会、市民活動団体、福祉施設・病院、老人クラブ連合会、市関係課など関係機関や団体が集まり、高齢者の社会参加促進のための仕組みを検討した。また、高齢者の地域活動事例発表や活動のための基本講座の開催、シニアのための元氣応援ガイド「チャレンジ」の更新を実施した。	○	高齢者の地域活動事例発表は定員を超える参加者が有り、意識啓発や活動支援につながった。	高齢者の身体状況に応じた活動の場の確保。	継続実施し、高齢者健康生きがい地域活動応援プログラム検討会において各機関や団体の役割を明確化する共に、主管団体に移行する。	No.10に記載したとおり。	◎	No.10に記載したとおり。	No.10に記載したとおり。	No.10に記載したとおり。	No.10に記載したとおり。	No.10に記載したとおり。
16					地域包括支援センター	・百歳体操等自主グループ活動団体に体力測定、健康教育等を通して活動支援を行った。 ・要支援認定者のケアプラン作成にあたっては個別地域ケア会議等で多職種で検討し、対象者の自立に資するプランとなるように努めた。	○	当初予定していた事業を実施する事ができた。	自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントの充実を図る必要がある。	・自主グループ活動支援を継続して実施する。 ・要介護状態となることを予防するために、日常生活の活動を活発にし、社会への参加を促す支援を行う。	・百歳体操等自主グループ活動団体に体力測定、健康教育等を通して活動支援を行った。 ・要支援認定者のケアプラン作成にあたっては個別地域ケア会議等で多職種で検討し、対象者の自立に資するプランとなるように努めた。 ・また、地域包括職員によるケアプランについては、毎月内部会議にてプランチェックを行った。	◎	計画どおり進められている。	自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントの充実を図る必要がある。	高齢者福祉計画・介護保険事業計画で進捗管理を行っている。	引き継ぐ	
17	(3) ボランティア団体の拡大	ボランティア団体の拡大	ボランティア活動を通じた人間関係や地域とのつながりの強化を図るため、相談窓口の設置や情報発信、活動拠点の整備など、ボランティア活動の支援を推進します。また、高齢者に関しては、高齢者介護予防ボランティアポイント制度の導入を進めます。	ボランティア活動を通じた人間関係や地域とのつながりの強化を図るため、相談窓口の設置や情報発信、活動拠点の整備など、ボランティア活動の支援を推進します。また、高齢者に関しては、高齢者介護予防ボランティアポイント制度の導入を進めます。	高齢福祉課	高齢者健康生きがい地域活動応援プログラム検討会において、社会福祉協議会、市民活動団体、福祉施設・病院、老人クラブ連合会、市関係課など関係機関や団体が集まり、高齢者の社会参加促進のための仕組みを検討した。また、高齢者の地域活動事例発表や活動のための基本講座の開催、シニアのための元氣応援ガイド「チャレンジ」の更新を実施した。	○	高齢者の地域活動事例発表は定員を超える参加者が有り、意識啓発や活動支援につながった。	ボランティアセンター機能を有する市社会福祉協議会が、地域福祉活動を主体的に実施できるように支援する必要がある。	継続実施し、高齢者健康生きがい地域活動応援プログラム検討会において各機関や団体の役割を明確化する共に、主管団体に移行する。	No.10に記載したとおり。	○	No.10に記載したとおり。	No.10に記載したとおり。	No.10に記載したとおり。	No.10に記載したとおり。	

18	(4) 生涯学習の情報提供・啓発活動の推進	生涯学習の情報提供・啓発活動の推進	生涯学習の推進については、チラシ・広報等により、年々生涯学習出前講座の受講団体が増えています。しかし、参加者の高齢化・固定化が進んでいるため、いつでも、誰もが楽しんで学習できるよう、活動情報の提供や各団体の発表や交流の場づくりが必要です。	市内にあるコミュニティセンターと連携を図りながら、さまざまな課題や地域課題について学習するとともに、出前講座や <b>研修会セミナー</b> を開催し、健康で生きがいのある地域づくりに努めます。	生涯学習サポート課	各自治会から推薦を受けた生涯学習推進員を対象に研修会を開催した。 開催日…令和元年5月25日(土) 会場…コミュニティセンター テーマ…「次代の地域の担い手を育てる」 参加者…85人  生涯学習出前講座は40講座のメニューから選択してもらい、市職員等が講師となって出向き開催した。(令和元年度実績/ 受講団体数…77団体、受講者数…延べ2,009人)  生涯学習セミナーを3回開催し、市民への学習機会の提供と啓発・普及を図ることができた。 第1回…「高齢者虐待と成年後見制度」9月24日(土)45名参加 第2回…「野洲市・家棟川にビワマスを展そう」10月26日(土)41名参加 第3回…「絵本が育むもの」1月25日(土)40名参加  野洲市生涯学習振興計画で推進してきた諸施策を見直し、充実・発展させ本市の生涯学習施策を計画的に振興するの指針として第2期計画を策定。	◎	この施策は、充実・定着してきているため。	特になし。	野洲市生涯学習振興計画第2期における諸施策を展開して、生涯学習によるまちづくりの実現をめざす。  市民が誰でも学び、楽しむ生涯学習の構築を目指すため、生涯学習推進員研修会(1回)や生涯学習セミナーを例年通り開催及び生涯学習出前講座の開催(5月～2月)する。	各自治会から推薦を受けた生涯学習推進員を対象に研修会を開催した。 開催日…令和元年5月25日(土) 会場…コミュニティセンター テーマ…「次代の地域の担い手を育てる」 参加者…90人  生涯学習出前講座は43講座のメニューから選択してもらい、市職員等が講師となって出向き開催した。(令和元年度実績/ 受講団体数…86団体、受講者数…延べ2,168人)  生涯学習セミナーを3回開催し、市民への学習機会の提供と啓発・普及を図ることができた。 第1回…「高齢者虐待と成年後見制度」9月24日(土)45名参加 第2回…「野洲市・家棟川にビワマスを展そう」10月26日(土)41名参加 第3回…「絵本が育むもの」1月25日(土)40名参加  野洲市生涯学習振興計画で推進してきた諸施策を見直し、充実・発展させ本市の生涯学習施策を計画的に振興するの指針として第2期計画を策定。	◎	この施策は、充実・定着してきているため。	特になし。	野洲市生涯学習振興計画第2期における諸施策を展開して、生涯学習によるまちづくりの実現をめざす。 市民が誰でも学び、楽しむ生涯学習の構築を目指すため、研修会等を開催するとともに、生涯学習出前講座を開催(5月～2月)する。	野洲市生涯学習振興計画第2期で進捗管理を行っている。	引き継がない
19		障がい者就労体験事業	障がい者の就労体験事業については、多様な就労体験の機会が確保され、一般就労につながっています。また、社会参加の場となることから事業所での意欲向上につながっていますが、特別支援学校生徒の卒業後の進路決定につながる実習の場でもあるため、事業の厳正な評価が求められています。	一般就労を目指す利用者に対しては、目標や課題に応じた受入体制の整備を検討していきます。また、平成25年4月から障害者優先調達推進法が施行されたことにより、就労体験事業の提供業務と同法に基づく役務等の提供業務とを整理します。	障がい者自立支援課	・就労体験事業については、9月～12月に8コース12日間に5所属で9名の受入をした。受入先の所属と利用者及び関係者との情報共有を行い、有意義な体験事業となるよう環境を整え実施した。  ・障害者優先調達については、平成30年度野洲市の調達方針に基づく事業発注促進のための情報提供等を行った。また、障がい者自立支援課として使用封筒の表記チェックをお願いした。	○	・就労体験事業については、本年は昨年より応募者が少なかったが、新たな提供所属やメニューの用意ができるなど、各所属での障がい者理解の促進と障がい者の一般就労に向けた支援が図られた。一方で、従来から受入していた所属が業務の見直しにより業務提供できなくなり、より多くの所属や提供業務の発注が必要である。  ・障害者優先調達推進法に基づく役務等の提供については、本課においては例年どりの業務発注はできた。本課の現状業務の中で発注できるものについて検討も行ったが、現状ではこれ以上発注できるものはない状態である。	・就労体験事業の受入職場や障害者優先調達に基づく発注業務の拡充のため、各所属に対して引き続き事業趣旨の徹底や事業実施の検討について周知していく必要がある。  ・障害者優先調達推進法に基づく役務等の提供については、平成31年度の調達方針)に基づき、該当になる業務の発注を行う。  ・社会的事業所運営補助事業は対象事業所がなくなったため、実施予定はなし。	・就労体験事業については、例年どおり9月頃からの実施に向けて、受入所属と業務の拡充に努める。また、事業実施については、引き続き野洲市障がい者自立支援協議会の就労部会と協議を行う。	・就労体験事業については、9月～12月に15コース26日間に5所属で7名の受入をした。受入先の所属と利用者及び関係者との情報共有を行い、有意義な体験事業となるよう環境を整え実施した。  ・障害者優先調達については、令和元年度野洲市の調達方針に基づく事業発注促進のための情報提供等を行った。また、障がい者自立支援課として啓発用ティッシュの印刷業務を発注した。	○	・就労体験事業については、各所属での障がい者理解の促進と障がい者の一般就労に向けた支援が図られた。一方で、様々な課題からの提供業務の発注が、今後必要である。  ・障害者優先調達推進法に基づく役務等の提供については、本課においては例年どりの業務発注はできた。本課の現状業務の中で発注できるものについて検討も行ったが、現状ではこれ以上発注できるものはない状態である。	・就労体験事業の受入職場や障害者優先調達に基づく発注業務の拡充のため、各所属に対して引き続き事業趣旨の徹底や事業実施の検討について周知していく必要がある。なお、事業開始より10年を迎えたことから、現状、今後の方向性を定めるため、野洲市障がい者自立支援協議会就労部会において事業検証を行っている。  ・障害者優先調達推進法に基づく役務等の提供については、例年発注している業務以外に発注できるものはないか、毎年度検討が必要である。	・就労体験事業については、野洲市障がい者自立支援協議会就労部会において今後の実施方針を令和2年5月を目途に決定予定である。  ・障害者優先調達については、令和2年度の調達方針)に基づき、該当になる業務の発注を行う。  ・社会的事業所運営補助事業は対象事業所がなくなったため、平成29年度以降実施予定はない。	野洲市障がい者基本計画(5-(1)-②)就労機会・場の拡大、支援体制の充実)	引き継がない
20	(5) 高齢者・障がい者・生活困窮者の就労支援	社会的事業所運営補助事業	障がい者の就労支援事業の中には、県及び市町が一体的に実施している事業もあるため、県及び市、関係機関と情報を共有し、連携を密にする必要があります。	障がい者の一般就労と福祉的就労の中間的な就労の場として、県独自の社会的雇用を継続していること、安定した障がい者雇用を推進します。	障がい者自立支援課		○					○					
21		高齢者の就労支援	高齢者の自立支援については、現在は個人の意識の問題になっていますが、超高齢社会に向け、介護予防や就労支援など、いきいきと活動できる社会(場)の体制づくりが急務となっています。	高齢者の豊富な経験や知識・技能を活用するため、引き続き、シルバー人材センターの充実やハローワークとの連携を図りながら、高齢者が働きやすい職場環境づくりを推進します。	高齢福祉課 商工観光課 市民生活相談課	就労の支援を必要とする方は、やすワークなどの関係機関につないだ。	○	やすワークなど市民生活相談課との連携が図れた。	高齢者の就労活動の充実。	生活支援体制整備事業で得た情報も活用し、関係機関や団体と連携を図りながら、高齢者の就労支援に努める。	(商工観光課)シルバー人材センターに対して高齢者就業機会確保事業を実施するための一部を補助金として交付し高齢者に対する臨時的、短期的な就業機会の確保の提供を図った。  (市民生活相談課)やすワークを活用して就労支援を実施した結果65歳以上7人が就職決定した。	○	(商工観光課)高齢者の就業機会の確保、拡大を図り、社会参加の促進、生きがい対策に繋がる事業を展開しているシルバー人材センターへ支援することができた。  (市民生活相談課)高齢者が就労希望されても本人に合った求人が少なく、就労という形で社会参加できる場を作る必要がある。	(商工観光課)シルバー人材センターの会員の拡大と就業機会の拡大が必要である。  (市民生活相談課)高齢者が就労希望されても本人に合った求人だけでなく、就労という形で社会参加できる場を作る必要がある。	(商工観光課)シルバー人材センターに対して高齢者就業機会確保事業を実施するための一部を補助金として交付を行う。  (市民生活相談課)関係機関と連携し、就労支援を行う。	(商工観光課)ない (市民生活相談課)ない	(商工観光課)引き継ぐ (市民生活相談課)引き継ぐ
22		地域包括支援センター		就労支援を必要とする方は、やすワークやシルバー人材センターなど関係機関につないだ。			○	やすワークなど関係機関との連携が図れた。	高齢者が就労希望されても本人に合った求人少なく、就労という形で社会参加できる場が少ない。	関係機関と連携し、就労支援を行う。	総合相談の中で高齢者本人の就労相談は4件あり、やすワークやシルバー人材センターにつないだ。  個別地域ケア会議で「就労してみたい」という意向を把握できた。	○	個別の支援が実施できた。		地域資源として就労の機会を把握する。必要時、関係機関との連携を図る。	高齢者福祉計画・介護保険事業計画で進捗管理を行っている。	引き継ぐ
23		生活困窮者の就労支援	生活困窮者への就労支援については、現在、野洲市生活困窮者自立促進支援モデル事業などにより支援を行っています。今後も増加が予想される生活困窮者に対して、継続して事業を実施する必要があります。	労働局(ハローワーク)とともに、ハローワークの就職相談と市役所の生活支援を一体的に提供する「やすワーク」の運営により、生活困窮者への支援を継続するとともに、早期に対応ができるよう地域ネットワークの構築を図ります。	市民生活相談課	労働局(ハローワーク)や関係課等と連携し、やすワークの運営・活用を行い、生活困窮者等に対して就職相談等就労支援を継続的に行った。利用者実人数は112名で延べ支援回数749回の就労支援を行った。この中で就職決定者の延べ人数は122名(実人数92名)と大きな成果をあげることができた。また、5月からは障害者求人の紹介等の取扱いを開始し障害者求人の紹介数32件の内、8人が就職決定した。	◎	各課の協力によりスムーズな運用が成果につながった。また、障害者求人の就労支援を開始したことで、障がい者の方の就職活動の利便性が高まった。	継続して働けるように定着支援の充実が必要である。	31年度生活困窮者等を対象とした就労支援計画の事業目標では、①就労支援対象者110人以上、②生活保護受給者等就労自立促進事業の支援候補者数120人以上、③就職率67%とする。	労働局(ハローワーク)や関係課等と連携し、やすワークの運営・活用を行い、生活困窮者等に対して就職相談等就労支援を継続的に行った。利用者実人数は105名で延べ支援回数833回の就労支援を行った。この中で就職決定者の延べ人数は84名(実人数65名)と大きな成果をあげることができた。また、障害者求人の紹介数23件の内、10人が就職決定した。また就職ナビゲーターが事業所訪問61回、面談による定着指導11回実施し定着支援を積極的に行った。	◎	各課の協力によりスムーズな運用が成果につながった。また、就職ナビゲーターが定着支援として事業所訪問の際に職員も同行するなど連携支援の充実を図ることができた。	ひきこもり状態から社会参加の一環としての就労支援の在り方や仕組みを検討する必要がある。	令和2年度生活困窮者等を対象とした就労支援計画の事業目標では、①就労支援対象者110人以上、②生活保護受給者等就労自立促進事業の支援候補者数110人以上、③就職率67%とする。	ない	引き継ぐ



重点課題4 ノーマライゼーション(共生)の地域づくり

No.	施策内容	取組名	計画策定時		担当課	平成31年4月調査時点			令和2年3月調査時点			他の計画等で評価や進捗管理を行っている	第3期地域福祉計画へ引き継ぐか			
			現状と課題	今後の方向性		平成30年度の具体的な取組	進捗状況		課題	平成31年度事業計画	令和元年度の具体的な取組			進捗状況		
							◎○△	左記の理由						◎○△	左記の理由	
24	(1) 公共施設などにおけるバリアフリーの推進	公共施設などにおけるバリアフリーの推進	公共施設などにおけるバリアフリーの推進については、現在野洲市でも高齢化が進んでおり、公共施設の利便性向上のため、引き続きバリアフリーの推進が必要です。	高齢者や障がい者に限らず、多くの市民にとっても安心して利用しやすい環境を整備するため、都市計画マスタープランや「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき、バリアフリーの推進を継続します。	都市計画課	計画通り中央島を整備し、事業を完了した。	◎	適切に事業完了したため。	とくになし	とくになし	事業完了につき特になし	特になし	事業完了につき特になし	なし	引継がない	
25					住宅課	第2次野洲市住生活基本計画に基づき、誰もが安心して暮らせる住まいづくりの推進のため、計画的な建替・改修・維持修繕の推進や市営住宅のバリアフリー改修の促進を図った。	◎	計画通り事業実施したことによる。	成果を数値として捉えられない。	引き続き「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づきバリアフリーの推進を、公共施設の整備計画時において協議していく。	◎	計画通り事業実施したことによる。	特になし	引き続き「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づきバリアフリーの推進を、公共施設の整備計画時において協議していく。	なし	引き継ぐ
26	(2) 安心して暮らせる住居の整備	在宅重度障害者住宅改修費助成事業・障害者等日常生活用具給付事業	申請に応じて補助を行っています。引き続き制度を継続し、今後も障がいのある人が在宅で安心して生活できる住環境を整備できるよう、支援・周知を図ります。障がい者の居住の場であるグループホーム等の整備について、民間活力を活用し施設整備を促進します。また、平成24年度から平成26年度までの3年間限定の事業であるため、引き続き、事業の期限まで事業者の募集を継続するとともに開始を図り、事業効果の検証を行います。	・在宅重度障害者住宅改修費助成事業…本年度は2名に対して補助を行った。いずれも、本人の身体の状態に応じた改修であり、住環境の改善を図ることができた。 ・障害者等日常生活用具給付事業…障がい者に必要な用具の給付ができ、日常生活の便宜を図ることができた。 ・障がい者の居住の場であるグループホームについては、当事者及び養護者から継続して相談はあるが、市内民間法人からの整備計画がない状況が続いている。	障がい者自立支援課	・在宅重度障害者住宅改修費助成事業…本年度は2名に対して補助を行った。いずれも、本人の身体の状態に応じた改修であり、住環境の改善を図ることができた。 ・障害者等日常生活用具給付事業…障がい者に必要な用具の給付ができ、日常生活の便宜を図ることができた。 ・障がい者の居住の場であるグループホームについては、当事者及び養護者から継続して相談はあるが、市内民間法人からの整備計画がない状況が続いている。	○	・住宅改修については、申請者の状態にあった住環境の改善のための支援を行うことができた。 ・グループホーム等整備事業…障がい者の住まいの場の確保が必要である。 ・障がい者の居住の場であるグループホームについては、1件新たに開設された。ただし、当事者及び養護者から継続して相談はある状況である。	・在宅重度障害者住宅改修費助成事業…本年度は2名に対して補助を行った。いずれも、本人の身体の状態に応じた改修であり、住環境の改善を図ることができた。 ・障害者等日常生活用具給付事業…障がい者に必要な用具の給付ができ、日常生活の便宜を図ることができた。 ・障がい者の居住の場であるグループホームについては、1件新たに開設された。ただし、当事者及び養護者から継続して相談はある状況である。	◎	・住宅改修については、申請者の状態にあった住環境の改善のための支援を行うことができた。 ・市内に新たなグループホームが開設された。	依然として在宅生活及びグループホームなど障がい者の住まいの場の確保が必要である。	野洲市障がい者基本計画(2-(2)-5) グループホーム・ケアホームの整備)	引き継がない		
27		在宅福祉サービスの推進	安心して暮らせる住居の整備については、在宅重度障害者住宅改修費助成事業や障害者等日常生活用具給付事業、グループホーム等の整備補助事業を進めています。また、平成24年度から平成26年度までの3年間限定の事業であるため、引き続き、事業の期限まで事業者の募集を継続するとともに開始を図り、事業効果の検証を行います。	高齢者が住み慣れた地域で生活できるように、自宅の改修事業をはじめ、サービス付き高齢者向け住宅等の整備や、住宅施策と連携した住居の確保等を推進します。	高齢福祉課	特定福祉用具の購入や住宅改修を施工した際、一旦全額支払うとなると高額となり、全額を支払うことが困難な世帯については生活環境を整えることができないことが想定されることから、平成30年度より、本人は自己負担割合のみを支払い、残りを市が直接、事業者へ支払うことで本人の負担を軽減する受領委任払いを開始した。	○	低所得者も制度を利用しやすくなった	工事内容や、福祉用具の貸与状況について、本人の状態に合った適切なものかの確認が十分にできていない場合がある。	高齢者の住宅改修や福祉用具貸与について、必要な方に適切に助成、保険給付対応ができるように努める。	○	住宅改修や福祉用具について、在宅療養に関わって必要となる方に、助成又は保険給付を実施した。小規模多機能居宅介護については予定通り整備が完了した。	住宅改修や福祉用具の給付等に関わっては、自立支援や介護予防に係る必要性等を客観的に判断して運用していく必要がある。	住宅改修の現地確認の回数は高齢者福祉計画・介護保険事業計画において指標としている。	個別事業であり、不要ではないか。	
28					地域包括支援センター	・要支援認定者のケアマネジメント事業において高齢者の住まいや運動機能に関するアセスメントを行い、必要に応じて住宅改修や福祉用具の利用を勧めた。	○	必要な方に、住宅改修、福祉用具の利用を勧めることができた。	福祉用具利用開始前後の状況把握し、福祉用具の必要性をアセスメントする必要がある。	介護予防ケアマネジメントを適切に行い、運動機能の維持向上を図るとともに、住まいが安全、安心なものとなるよう、住宅改修、福祉用具の活用を進める。	◎	計画どおり進めることができた。	要支援認定者の福祉用具利用については、プランナーが十分にアセスメントし、介護予防ケアマネジメントを行うと同時に、短期集中訪問型サービスを実施し、適切な利用ができるよう努めた。	介護予防ケアマネジメントを適切に行い、運動機能の維持向上を図るとともに、住まいが安全、安心なものとなるよう、住宅改修、福祉用具の活用を進める。	高齢者福祉計画・介護保険事業計画で進捗管理を行っている。	引き継ぐ
29	(3) 心のバリアフリーの推進	地域精神保健福祉事業	心のバリアフリーの推進については、精神障がいに対する誤解や偏見を解消するため、公共施設にポスターやパネル等を掲示するとともに、学区別「健康を考える会」を主体に「心の健康づくり学習会」を開催するなど啓発活動を実施しました。しかし、誤解や偏見の解消には時間がかかるため、今後も継続して取組を進める必要があります。	精神障がいのある方が、住み慣れた地域で自立生活や社会参加ができるよう、社会的な誤解や偏見を取り除いていく取組を進めるとともに、地域住民の心の健康づくりを推進します。また、精神障害者患者家族会(たんぼぼの会)が行う、市民向け啓発活動の支援を推進します。	健康推進課	・市広報8月号で精神疾患に関する啓発と精神障害者患者家族会(たんぼぼの会)の紹介を行った。 ・自殺対策として「いのちを支える野洲市自殺対策計画」を策定した。 ・自殺予防週間(9月)と自殺予防週間(3月)に合わせた啓発を行った。 ・介護支援専門員及び民生委員・児童委員を対象にゲートキーパー研修を開催した。(31年3月、67人/2回)	○	精神疾患や自殺対策に対して関係課や関係機関と連携を図りながら、取組ができた。	精神疾患に対する誤解や偏見の解消には時間がかかるため、今後も継続した取組が必要である。	・引き続き、広報等様々な手段で精神疾患の正しい理解の啓発や心の健康づくりを推進するとともに、たんぼぼの会の啓発活動の支援を行う。 ・「いのちを支える野洲市自殺対策計画」に基づき、自殺対策を総合的かつ計画的に推進する。	○	心の健康づくりと連携しながら、関係課や関係機関と自殺対策の推進を図ることができた。	精神疾患に対する誤解や偏見の解消には時間がかかるため、今後も継続した取組が必要である。	いのちを支える野洲市自殺対策計画	引き継がない	
30	(4) 人権学習・啓発活動の推進	障がい者等に対する理解の研修・啓発事業	障がい者に対する理解を促進するため、「広報やす」や市のホームページを利用した広報・啓発活動や、事業者・福祉関係者・行政職員に対する研修・講座等への参加を促進します。また、幼少期から障がいに対する理解を深めるため、学校教育をはじめ、保育園や幼稚園における人権及び福祉教育の充実を図ります。	障がい者に対する理解促進と虐待防止啓発を兼ねた講演会を野洲市障がい者自立支援協議会と野洲市障がい者虐待防止連絡協議会の共催で開催した。 また、12月の障害者週間(併せ、市内大型店舗において街頭啓発を実施したり、広報に掲載するなどし、市民への啓発に努めた。 特に昨年は、学区人権啓発推進協議会や市内の障がい福祉事業所等、障がい者の人権を主題とした出前講座を実施した。	障がい者自立支援課	これまでの啓発に加え、出前講座を積極的に実施することができたため。	◎		障害者基本法や障害者差別解消法の成立や障害者権利条約の批准等、国内における障がい者に対する法律は整備されたものの、いまだに障がいのある人は、日々さまざまな「生活のしづらさ」に直面し、社会参加を妨げられている現状があり、まずは市民の模範となるべき市職員の意識改革を図る必要があると考える。	・障がい者に対する理解促進と虐待防止啓発を兼ねた講演会を野洲市障がい者自立支援協議会と野洲市障がい者虐待防止連絡協議会の共催で開催した。 また、12月の障害者週間(併せ、市内大型店舗において街頭啓発を実施したり、広報に掲載するなどし、市民への啓発に努めた。	◎	引き続き、啓発等に取り組むため。	障害者基本法や障害者差別解消法の成立や障害者権利条約の批准等、国内における障がい者に対する法律は整備されたものの、いまだに障がいのある人は、日々さまざまな「生活のしづらさ」に直面し、社会参加を妨げられている現状があり、まずは市民の模範となるべき市職員の意識改革を図る必要があると考える。	野洲市障がい者基本計画	引き継ぐ	
31					発達支援センター	各事業の内容や方法等さまざまな工夫をして研修啓発事業を行い、市民や関係者に対して、発達障がいに関する正しい理解促進に努めた。	○	事業実施計画に基づき、ほぼ計画通りに事業実施できた。	「発達障がい」は徐々に認知されてきているが、引き続き、その正しい理解や支援について関心を高めるための理解を取り組みについて、検討が必要である。	引き続き、関係者・機関と連携し、内容や方法等さまざまな工夫をしながら、発達障がいに関する正しい理解と支援に努める。	○	年度末に予定していた発達障がいの正しい理解のための講演会は感染症予防のため中止となったが、事業実施計画に基づき、ほぼ計画通りに事業実施できた。	引き続き、関係者・機関と連携し、内容や方法等さまざまな工夫をしながら、発達障がいに関する正しい理解と支援について研修・啓発事業をすすめていく。		継続	
32	(5) 男女共同参画の地域づくり	第2次野洲市男女共同参画行動計画	男女共同参画の地域づくりについては、男女共同参画に関する施策を各担当課が積極的に推進していますが、家庭や職場、地域社会などでは性別による固定観念や慣行・きたりなどが依然根深いため、取り組むべき多くの課題があります。	男女共同参画社会の実現のために、条例や計画の基本理念のもと、関係施策を総合的・体系的に整備し、市民・事業者・教育関係者との協働を推進します。また、進捗状況と今後の社会情勢や国・県の動向、市民のニーズに対応し、必要に応じ見直しを行います。	人権施策推進課	・各事業の担当課に、第3次野洲市男女共同参画行動計画の進捗状況および事業計画を調査した。 ・地区別懇談会や各種団体の人権学習に男女共同参画を専門分野とする講師を派遣した。 ・参画やす主催で、フォーラム、男女共同参画連続講座を開催するなど、男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動を実施した。	○	行動計画の進捗状況および事業計画の調査等については計画的に行なったが、状況を把握し、対策を講じる必要があった。	地域社会における性別による固定的な観念、慣行、きたりなどが依然強い傾向がある。男女が互いにその性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、多様な生き方が選択できる男女共同参画社会の実現に向けた啓発に引き続き取り組む必要がある。 ・自治会や各種団体が研修会を計画する際に男女共同参画を専門分野とする講師の紹介・派遣を行う。	○	行動計画の進捗状況および事業計画を調査した。 ・地区別懇談会や各種団体の人権学習に男女共同参画を専門分野とする講師を派遣した。 ・参画やす主催で、フォーラムを開催した。今年度から、新たに男女共同参画研修会(全3回)を開催し、地域・家庭・教育など、身近な場面における男女共同参画の問題をテーマにし、男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動を実施した。	・男女共同参画行動計画に基づき、各担当課において事業展開するとともに、進捗状況の把握を行う。 ・男女共同参画社会の推進のため、市民・事業者・教育関係者と協働で施策を展開し、また男女共同参画社会の実現に向けた啓発に努める。 ・参画やす主催で、フォーラムを開催した。今年度から、新たに男女共同参画研修会(全3回)を開催し、地域・家庭・教育など、身近な場面における男女共同参画の問題をテーマにし、男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動を実施した。	・男女共同参画行動計画に基づき、各担当課において事業展開するとともに、進捗状況の把握を行う。 ・男女共同参画社会の推進のため、市民・事業者・教育関係者と協働で施策を展開し、また男女共同参画社会の実現に向けた啓発に努める。 ・参画やす主催で、フォーラムを開催した。今年度から、新たに男女共同参画研修会(全3回)を開催し、地域・家庭・教育など、身近な場面における男女共同参画の問題をテーマにし、男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動を実施した。	あり	【引継ぐ】	



◆重点課題5 子どもたちが生き生きと活動できる地域づくり

No.	施策内容	取組名	計画策定時			平成31年4月調査時点			令和2年3月調査時点			他の計画等で評価や進捗管理を行っている	第3期地域福祉計画へ引き継ぐか		
			現状と課題	今後の方向性	担当課	平成30年度の具体的な取組	進捗状況		課題	平成31年度事業計画	令和元年度の具体的な取組			進捗状況	
							◎○△	左記の理由						◎○△	左記の理由
33		子育て支援センターの充実	子育て支援センターでは、子育て中の保護者や乳幼児の居場所、また出会いの場として、子どもの状態や遊びの内容、立地条件に応じて利用されています。その中で、子どもの育ちに見通しを持って、同じく育ちの子どもを育ちを見て共感したり、今の心配事を話したりして、また自宅へ戻られています。子どもとともに過ごす時間を有意義なものにするために今後も利用者ニーズの把握に努め、事業の計画を立てるとともに情報提供を行う必要があります。	引き続き、地域における子育て支援の基盤を充実させるため、地域子育て支援センターの相談・指導、情報提供、交流の場の提供などの機能を強化します。合わせて、乳幼児を持つ子育て中の親が気軽に集える、つどいの広場等の事業も推進します。また、情報の一元的な把握も見えるよう取り組みます。	子育て支援センター	・親子の居場所づくりとして交流の場の運営(常設広場開設)月曜日～金曜日(9:30～12:00 13:00～16:30)親子で安心できる環境作りを、子育てする仲間との出会いや交流できる居場所作りを取り組んだ。 ・夏期限定広場開放で未就園児のきょうだい組の幼児も受け入れた。(9回) ・親子のふれあいや保護者のリフレッシュなど目的に子育て支援講座、年齢別広場を開催し、多くの方に参加していただける呼びかけをしていった。 ・子育てガイドブックを増刷し、子育て世代に子育てに関する情報を発信した。また、「ここにこだわり」広報や「子育て応援情報」などでも支援センターの活動を発信していった。	◎	計画通り事業を実施できた。 ・子育て支援センターを利用したことがない方にとって初めて参加するに勇気がいる。そのハードルを低くする取り組みが必要である。また、継続して参加しやすくなるよう工夫が必要である。 ・夏期限定広場開放は、好評を得た。	・親子の居場所づくりとして交流の場の運営(常設広場開設)親子で安心できる環境作りを、子育てする仲間との出会いや交流できる居場所作りとなるよう職員が立ちとなるよう努めた。 ・各学区サロンや育児サロンなどで支援センター広場への参加呼びかけを行い、利用のきっかけ作りをする。 ・広場の環境を定期的に見直し、子どもの遊びにあったおもちゃを入れかえたり、季節に合った雰囲気づくりを行い、利用しやすい環境づくりをしていく。 ・子育てガイドブックの継続発行により、子育て情報を広く市民に発信する。	◎	計画通り事業を実施できた。 ・子育て支援センターを利用したことがない方にとって初めて参加するに勇気がいる。そのハードルを低くする取り組みが必要である。また、継続して参加しやすくなるよう工夫が必要である。 ・夏期限定広場開放は、好評を得た。	・子育て支援センターを利用したことがない方にとって初めて参加するに勇気がいる。そのハードルを低くする取り組みが必要である。また、継続して参加しやすくなるよう工夫が必要である。 ・夏期限定広場開放は、好評を得た。	第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画	引き継ぐ	
34	(1) 子育て支援センターの充実	子育て支援センター事業の充実	子育て支援サークルや学区の子育てサロンについては、地域性を活かし、子ども・親・支援者の温かいふれあいの場となっています。しかし、まだ参加したことがない方ほど参加の仕方がわからず機会を逃してしまっているため、身近で行われている催しに機会を逃さず参加できるように、子育て支援情報のあり方を見直し、利用しやすいものにする必要があります。	子育て支援サークルや学区の子育てサロンについては、地域性を活かし、子ども・親・支援者の温かいふれあいの場となっています。しかし、まだ参加したことがない方ほど参加の仕方がわからず機会を逃してしまっているため、身近で行われている催しに機会を逃さず参加できるように、子育て支援情報のあり方を見直し、利用しやすいものにする必要があります。	子育て支援センター	・地域支援活動として地域子育てサロンや子育てサークルへ出向き、活動支援に努めた。 ・利用者支援事業「子育て支援コンシェルジュ」による相談事業について「コンシェルジュだより」などで知らせ、利用者が安心して身近に相談できる体制作りをおこなった。また、関係機関との連携協働体制作りにも努めた。 ・市内子育て支援センター連絡会議と研修会を行い、職員の資質の向上に努めた。 ・子育てサークル代表者会議の開催	◎	広場での相談も増え、相談しやすい状況が作れた。 ・相談を受ける内容によっては、関係機関との連携の必要性が多々ある。昨年度からの引継ぎと次年度もさらに連携がもてるようにする必要がある。 ・各学区のサロンへの利用は民生児童委員の方の積極的な呼びかけで参加者も楽しめるようになってきている。それらと支援センターがつながるよう今後も協力体制が取れるようにしていく必要がある。 ・職員支援につなげていく。	・地域支援活動として地域子育てサロンや子育てサークルへ出向き、活動支援に努めた。 ・利用者支援事業「子育て支援コンシェルジュ」による相談事業だけでなく、常設広場での相談対応も大切にいった。また、関係機関との連携協働体制作りにも努めた。 ・市内子育て支援センター連絡会議と研修会を行い、職員の資質の向上に努めた。 ・子育てサークル代表者会議の開催	◎	広場での相談も増え、相談しやすい状況が作れた。 ・各学区のサロンの利用は民生児童委員の方の積極的な呼びかけで参加者も楽しめるようになってきている。それらと支援センターがつながるよう今後も協力体制が取れるようにしていく必要がある。 ・職員支援につなげていく。	第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画	引き継ぐ		
35	(2) ファミリーサポートセンター事業の推進	ファミリーサポートセンター事業の推進	ファミリーサポートセンター事業については、おねがいが会員(依頼)に対するまでで会員(協力)の数が少なく、特に病児・病後児保育に支援を求めているため、まかせて会員の確保が必要です。	社会福祉協議会を通して、乳児から小学生を対象に送迎や預かりのサービスを実施していますが、緊急時やさまざまな依頼内容により柔軟・迅速に対応できるように、まかせて会員の増加を図るとともに、病児・病後児の預かりや、ひとり親家庭等の利用支援を推進します。また、講習会の充実を図り、まかせて会員のスキル向上に取り組めます。	こども課	・まかせて会員懇談会を2回開催し、日々のサポート活動についての情報交換、また個々のケースについて会員間で連携を持つことができた。 ・「時間と報酬」について改正し、安全面に集約できるサポート内容になった。	◎	個々の子どもについて理解を深めたり、サポート方法について改善することができた。 ・「時間と報酬」について改正し、安全面に集約できるサポート内容になった。	・引き続き、まかせて会員活動について理解を深められるよう、またサポート活動できる会員の増加に努める。 ・おねがいが会員からまかせて会員へ移行(担い手確保)のお願いをした。	◎	個々の子どもについて理解を深めたり、サポート方法について改善することができた。 ・おねがいが会員からまかせて会員へ移行(担い手確保)のお願いをした。	第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画	引き継がない		
36	(3) 幼児一元化事業の推進	幼児一元化事業の推進	質の高い幼児期の就学前教育と保育の総合的な提供及び待機児童の解消を図るため、地域の実情に即した子どもの安全に配慮した活動に、子どもたちの成長に応じた活動に一貫して取り組めます。	質の高い幼児期の就学前教育と保育の総合的な提供及び待機児童の解消を図るため、地域の実情に即した子どもの安全に配慮した活動に、子どもたちの成長に応じた活動に一貫して取り組めます。	こども課	平成31年4月の開園に向けて(仮称)三上こども園建築工事等を実施し、年度内に完了した。また、「野洲市三方よし人材バンク」での保育士確保の取り組みに併せて、「保育士確保補助事業費補助金」を活用し、潜在保育士の復職支援に取り組んだ。	◎	計画どおり建築工事等の整備を図った。 野洲市子ども・子育て支援事業計画のとおりに、定員の拡充を図ったものの待機児童の解消には至っていない。原因の1つとして保育士不足が挙げられることから保育士確保に向けた一層の取り組みが必要となっている。	三上保育園の取り壊し工事を実施した。また、引き続き、「野洲市三方よし人材バンク」での保育士確保の取り組みに併せて、「保育士確保補助事業費補助金」や平成31年度新規の「保育士確保借上げ支援事業補助金」を活用し、潜在保育士の復職支援に取り組む。	◎	三上保育園の取り壊し工事を実施した。また、引き続き、「野洲市三方よし人材バンク」での保育士確保の取り組みに併せて、「保育士確保補助事業費補助金」や平成31年度新規の「保育士確保借上げ支援事業補助金」を活用し、潜在保育士の復職支援に取り組む。	第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画	引き継がない		
37	(4) 安全・安心ネットワークの推進	安全・安心ネットワークの推進	安全・安心ネットワークについては、犯罪や災害等から子どもたちを守る取組として、保育所(園)・幼稚園では、不審者対応を含めた防犯や火災・地震などの災害訓練を実施しています。今後は、防犯活動を地域に暮らし住みやすさに関わる活動として生活化することや、警察・地域・家庭などが相互に連携・協力する体制の強化が必要である。	子どもを犯罪被害から守るため、保育所(園)・幼稚園・学校や警察等の関係機関が連携し、不審者情報などや各学区で行われている子育て支援活動にも連携・協力し、防犯活動や見守り活動等を推進します。	こども課	犯罪や災害等から子どもを守るため、保育所(園)・幼稚園において、不審者対応を含めた防犯・防災訓練を各園において定期的に実施することができた。 緊急配信メールサービスを円滑かつ有効的に活用できるような防犯・防災訓練を各園において定期的に実施することができた。	◎	年間計画を基に不審者対応を含めた防犯・防災訓練を各園において定期的に実施することができた。 緊急配信メールサービスを円滑かつ有効的に活用できるような防犯・防災訓練を各園において定期的に実施することができた。	引き続き保育所(園)及び幼稚園における防犯防災指導を計画的に行い、警察署や消防署等関係機関や地域住民との連携を強化するとともに、緊急配信メールの円滑かつ有効的な活用により保護者との情報共有を強化する。	◎	年間計画を基に不審者対応を含めた防犯・防災訓練を各園において定期的に実施することができた。 緊急配信メールサービスを円滑かつ有効的な活用により保護者との情報共有を強化する。	学校安全計画等	引き継がない		
38	(5) 学童保育の充実	学童保育所の運営	学童保育所について、現在、市内のすべての学区で実施されており、学童保育における待機児童は解消されています。今後は、保育の質を担保しつつ、保育料の改定等を含む制度改正の取組が必要です。	今後も保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図るため、引き続き学童保育所の開設と持続ある運営を目指して制度改革に取り組めます。	こども課	野洲市社会福祉協議会と連携を図り、安定した学童保育所(こどもの家)の利用者増加に伴う増築設計を行った。	○	保育人材バンクを活用した指導員の確保を図ったものの、就労までには至らなかった。また、本年度より土曜保育を実施したことにより、利用者負担額(保育料)と市税負担額とのバランス検証を行う必要がある。 学童保育所(こどもの家)の利用者増加に伴う確保策の検討及び計画策定を行う必要がある。	・学童保育所(こどもの家)の増築工事を計画どおり実施する。 野洲市こどもの家持続ある運営を考えた委員会において、利用者負担額(保育料)と市税負担額とのバランス検証を実施した。 今後の学童保育所(こどもの家)の利用動向を把握するとともに、確保策を検討するうえ、野洲市子ども・子育て支援事業計画(第二期)に盛り込む。	◎	令和2年度の開所に向けた学童保育所(こどもの家)の増築工事を実施した。 野洲市こどもの家持続ある運営を考えた委員会(第3期)を立ち上げ、こどもの家の利用状況や決算の把握を確認し、利用者負担額(保育料)と市税負担額とのバランス検証を実施した。 第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画を策定する中で、こどもの家の利用における量の見込みと確保策を検討し、計画に盛り込んだ。	第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画	引き継がない		
39	(6) 学校応援団の推進	学校応援団	学校応援団については、平成25年度からすべての学区で実施されており、今後も子どもを取り巻くさまざまな課題等に対し、家庭・学校・地域が一体となって解決に向けて取り組むことが重要です。	今後も継続して学校支援ボランティアを中心とした「学校応援団」を組織し、家庭・地域等による学校支援活動の拡大と充実、また、幅広い地域コミュニティの活性化を図ります。	学校教育課	ボランティアが学校での学習活動、安全確保、環境整備等について支援することにより、多様な授業が展開でき、体験学習の幅が広がった。また、地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりができ、地域に開かれた学校づくりができた。	◎	この施策は、充実・定着してきているため、特になし。	ボランティアが学校での学習活動、安全確保、環境整備等について支援することにより、多様な授業が展開でき、体験学習の幅が広がった。また、地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりができ、地域に開かれた学校づくりができた。	◎	この施策は定着している。特になし。	各学区応援団の活動報告により執行管理を行っている。	地域福祉計画での進捗管理を必要としないため引継ぎは特に不要と考える。		



【 基本目標Ⅱ 地域で安心したサービスの利用促進 ～地域生活を支える仕組みづくり～ 】

◆重点課題1 情報提供の充実

№	施策内容	取組名	計画策定時		担当課	平成31年4月調査時点			令和2年3月調査時点			他の計画等で評価や進捗管理を行っている	第3期地域福祉計画へ引き継ぐか				
			現状と課題	今後の方向性		平成30年度の具体的な取組	進捗状況 ◎○△ 左記の理由	課題	平成31年度事業計画	令和元年度の具体的な取組	進捗状況 ◎○△ 左記の理由			課題	令和2年度事業計画		
40		市民との情報共有の推進	総合情報コーナーについては、利用できていない部署があるため、利用を促進する必要があります。また、市民への情報提供は概ねできていますが、情報公開コーナーの認知度を上げるため、配置を見直す必要があります。	制度を継続する上で、各部署に対して情報提供を促します。また、市民の情報公開コーナーの利用を促すため、配置の改善も含めた充実及び啓発を図ります。	総務課	昨年と同様に、情報公開コーナーの現行の情報量を維持した。また、ホームページからの情報収集が困難な市民へ情報を提供するため、議会関連情報や、各種計画などに関する情報を積極的に設置した。	◎	この施策は定着している。	限られたスペースで情報を提供するために、不要な書類は廃棄するなど、本棚の整理を随時行う必要がある。また、一定の年数が経過したのものについては、担当課へ返却する等ルール作りが必要。	引き続き、情報量を維持しつつ、本棚の整理を行い、新しい情報を提供できる状態を確保する。	昨年と同様に、情報公開コーナーの現行の情報量を維持した。また、ホームページからの情報収集が困難な市民へ情報を提供するため、議会関連情報や、各種計画などに関する情報を積極的に設置した。	◎	この施策は定着している。	限られたスペースで情報を提供するために、不要な書類は廃棄するなど、本棚の整理を随時行う必要がある。	引き続き、情報量を維持しつつ、本棚の整理を行い、新しい情報を提供できる状態を確保する。	行っている 名称:野洲市総合計画(基本目標6 施策2)	施策が定着しており、十分な対応ができていないことや、すでに総合計画でも情報公開について進捗管理を行っていることから、引き継がない
41	(1)	総合情報コーナーの設置	総合情報コーナーについては、利用できていない部署があるため、利用を促進する必要があります。また、市民への情報提供は概ねできていますが、情報公開コーナーの認知度を上げるため、配置を見直す必要があります。	総合情報コーナーを活用し、介護保険制度の情報提供や苦情対応、相談窓口の強化等を行い、制度の効率的・総合的な運用を図り、被保険者への支援を推進します。	高齢福祉課	介護保険ニュース「りふれっしゅ」や、負担割合の変更についてのパンフレットを郵送することで、総合事業対象者や介護保険要支援・要介護認定を受けている高齢者及び介護者に対し情報提供を行った。	○	情報提供に努め、制度についても周知を図ることができた。	介護保険制度については、毎年制度が改されるため、市民や事業所に理解が十分に行われていない場合がある。	介護保険ニュース「りふれっしゅ」を始め、わかりやすいパンフレット等を活用しながら制度の周知に努める。	介護保険制度について、生涯学習の出席講座で説明するなど、介護保険制度や相談窓口等についての情報提供に努めた。また、介護保険ニュース「りふれっしゅ」を総合事業対象者や介護保険要支援・要介護認定を受けている高齢者及び介護者に対し郵送したり、窓口で配布することで情報提供を行った。	○	情報提供や相談対応に努め、制度についても周知を図ることができた。	介護保険制度については、頻りに制度の改正があるため、市民や事業所に理解が十分に行われていない場合がある。	引き続き、介護保険ニュース「りふれっしゅ」やわかりやすいパンフレット等の活用、出席講座での情報提供に努める。また、制度の周知に努める。	具体的な指標は無いが、高齢者福祉計画・介護保険事業計画において評価する。	介護保険制度の普及や保険者機能という点では不要ではないが、ただ、福祉制度のわかりやすい情報提供という課題は共通するため、一定記載が必要だと思う。
42		保険者機能の充実	総合情報コーナーについては、利用できていない部署があるため、利用を促進する必要があります。また、市民への情報提供は概ねできていますが、情報公開コーナーの認知度を上げるため、配置を見直す必要があります。	総合情報コーナーを活用し、介護保険制度の情報提供や苦情対応、相談窓口の強化等を行い、制度の効率的・総合的な運用を図り、被保険者への支援を推進します。	地域包括支援センター	・地域包括支援センター窓口へパンフレット等を設置し、制度等の情報提供に努めた。市ホームページ等を活用し、介護予防事業の案内や認知症の相談窓口の周知を図った。	○	情報提供をする事ができた	市のホームページ等提供しては、タイムリーに情報更新が行われていないことがある。	タイムリーに情報更新を行い、提供する情報の充実にも努める。	・地域包括支援センター窓口へパンフレット等を設置し、制度等の情報提供に努めた。介護ニュース「りふれっしゅ」や市ホームページ等を活用し、介護予防事業の案内や認知症の相談窓口の周知を図った。	○	情報提供をする事ができた。	・情報を市民に広く周知していく必要がある。	様々な場において、広く情報提供していく。	高齢者福祉計画・介護保険事業計画で進捗管理を行っている。	引き継ぐ

◆重点課題2 相談体制の充実

№	施策内容	取組名	計画策定時		担当課	平成31年4月調査時点			令和2年3月調査時点			他の計画等で評価や進捗管理を行っている	第3期地域福祉計画へ引き継ぐか				
			現状と課題	今後の方向性		平成30年度の具体的な取組	進捗状況 ◎○△ 左記の理由	課題	平成31年度事業計画	令和元年度の具体的な取組	進捗状況 ◎○△ 左記の理由			課題	令和2年度事業計画		
43	(1)	高齢者の総合相談窓口の設置	高齢者の総合相談窓口については、総合相談事業として高齢福祉課や地域包括支援センターで相談を受けているが、高齢者の身近な地域や場所において相談できる体制がないため、相談体制の整備が急務となっています。	生活圏域ごとの地域包括支援センター活動の推進や介護保険サービス事業所等における積極的な相談の受け入れにより、総合的に専門的な相談支援を行う地域包括ケア体制づくり(地域ぐるみの相談支援体制づくり)を推進します。	高齢福祉課 地域包括支援センター	相談内容に応じて、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービスが利用できる関係機関とも連携しながら支援した。	○	関係機関と連携できた。	制度の狭間にある人の横断的・多面的な支援	個々の相談内容に応じた適切なサービス利用ができるよう関係機関と連携しながら支援する。	個々の高齢者にどのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につながるよう支援した。	○	関係機関と連携し、必要な支援につなげることができた。	制度の狭間にある人の横断的・多面的な支援が必要である。	個々の相談内容に応じた適切なサービス、関係機関及び制度の利用につながることを基本とする。	具体的な指標は無いが、高齢者福祉計画・介護保険事業計画において評価する。	高齢者の課題は単一ではなく、ほとんどが複合的である。相談支援拠点の課題は、全福祉分野を包括する検討課題であることから、第3期計画でも議論されるべきである。
44		障がい者の総合相談窓口の設置	障がいのある人の相談窓口については、「身体・知的・精神・発達障がい」など、障がい種別に応じた複数の専門的窓口が配置されている一方、市民にとっては「わかりにくさ」を伴っています。制度が複雑化・専門化する今日、相談窓口の安易な一元化は、かえって市民サービスの後退につながりかねないことから、正確な情報の提供と適切な相談窓口のネットワーク化が必要です。	地域で暮らす障がいのある人のニーズに、可能な限り応えられる相談支援を進めます。また、障がい種別に応じた専門的窓口がありますが、複雑で多岐にわたる課題を持つ相談者については、各機関が持つ相談者への対応を、連携して問題の解決に努めます。	地域包括支援センター	・日常生活圏域の担当者が、支援を必要とする人のところに向いて相談を受けることを基本に相談に応じた。地域包括支援センター窓口へパンフレット等を設置し、居宅介護支援事業所連絡会議等で制度等の情報提供に努めた。	○	相談支援の必要な方に相談者が対応した。	相談内容が複雑で多様化している。	引き続き現在の体制で高齢者やその家族の相談に応じる。	・日常生活圏域の担当者が、支援を必要とする人のところに向いて相談を受けることを基本に相談に応じた。地域包括支援センター窓口へパンフレット等を設置し、居宅介護支援事業所連絡会議等で制度等の情報提供に努めた。	○	相談支援の必要な方に相談者が対応した。	相談内容が複雑で多様化している。	引き続き、日常生活圏域の体制を中心に、高齢者やその家族の相談に応じる。	高齢者福祉計画・介護保険事業計画で進捗管理を行っている。	引き継ぐ
45		障がい者の相談窓口のネットワーク化	障がいのある人の相談窓口については、「身体・知的・精神・発達障がい」など、障がい種別に応じた複数の専門的窓口が配置されている一方、市民にとっては「わかりにくさ」を伴っています。制度が複雑化・専門化する今日、相談窓口の安易な一元化は、かえって市民サービスの後退につながりかねないことから、正確な情報の提供と適切な相談窓口のネットワーク化が必要です。	地域で暮らす障がいのある人のニーズに、可能な限り応えられる相談支援を進めます。また、障がい種別に応じた専門的窓口がありますが、複雑で多岐にわたる課題を持つ相談者については、各機関が持つ相談者への対応を、連携して問題の解決に努めます。	地域生活支援室	障害者(児)の自立した生活を支え、障害者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かい支援をするため、相談支援従事者のスキルアップを図るため、相談支援従事者研修・情報交換会を年4回実施した。	○	カウンセラーをはじめ、対人援助職者の研修として有効であるPCAGIP(ピカジップ)法により、相談支援従事者間でスキルアップを図った。	PCAGIP法による研修は、2年間通じて実施してきたところであるが、硬直・形骸化したところから、内容や手法を見直しつつ、継続していく必要がある。	引き続き、指定特定相談支援事業所間の連携強化と課題の共有を図るために、他市の取り組み等を参考にしながら、市内指定特定相談支援事業所間のネットワークの強化を進める。	・障がい者(児)の自立した生活を支え、障がい者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かい支援をするため、相談支援従事者のスキルアップを図るため、相談支援従事者研修・情報交換会を年2回実施した。また、野洲市障がい者自立支援協議会運営会議に相談部会の機能を付加することで地域体制の強化を図った。	◎	カウンセラーをはじめ、対人援助職者の研修として有効であるPCAGIP(ピカジップ)法により、相談支援従事者間でスキルアップを図った。	PCAGIP法による研修が硬直・形骸化しつつあることから、内容や手法を見直しつつ、継続していく必要がある。	引き続き、指定特定相談支援事業所間の連携強化と課題の共有を図るために、他市の取り組み等を参考にしながら、市内指定特定相談支援事業所間のネットワークの強化を進める。	野洲市障がい者基本計画	引き継ぐ
46	(2)	障がい者の相談窓口のネットワーク化	障がいのある人の相談窓口については、「身体・知的・精神・発達障がい」など、障がい種別に応じた複数の専門的窓口が配置されている一方、市民にとっては「わかりにくさ」を伴っています。制度が複雑化・専門化する今日、相談窓口の安易な一元化は、かえって市民サービスの後退につながりかねないことから、正確な情報の提供と適切な相談窓口のネットワーク化が必要です。	地域で暮らす障がいのある人のニーズに、可能な限り応えられる相談支援を進めます。また、障がい種別に応じた専門的窓口がありますが、複雑で多岐にわたる課題を持つ相談者については、各機関が持つ相談者への対応を、連携して問題の解決に努めます。	発達支援センター	・相談支援事業として、乳幼児から成人期までの発達に支援を必要とする人や家族・支援者を対象に、来所・電話・訪問・巡回(保健センター・園・学校・福祉サービス事業所等)により、本人・家族・支援者への相談支援を行った。 ・関係部署・機関と連携し、情報共有と役割分担しながら、相談ニーズに対応した。 ・センター内に設置した野洲市児童相談支援事業所(指定障害児相談支援事業所)において障害児計画相談事業を実施した。 ・学齢期については、市内各学校からの相談依頼のコーディネートを試行的に学校教育課業務の職員がおこなう、学校現場と相談を築いた。その結果、学齢期の相談が増加した。	○	概ね計画どおり事業実施し、相談ニーズに対応した。	・引き続き、相談者のニーズに対応するため、関係部署・機関と情報共有し、連携しながら相談支援を行う。 ・学齢期相談支援の現状分析を行い、今後はLD(限局性学習症)への対応が必要であることが明らかとなった。	・計画的な巡回発達相談の実施と具体的な支援情報の提供を園や学校に実施する。 ・成人期の相談者に対しては、就労支援機関等の関係部署・機関と連携しながら、相談支援を実施する。	・相談支援事業として、乳幼児から成人期までの発達に支援を必要とする人や家族・支援者を対象に、来所・電話・訪問・巡回(保健センター・園・学校・福祉サービス事業所等)により、本人・家族・支援者への相談支援を行った。 ・関係部署・機関と連携し、情報共有と役割分担しながら、相談ニーズに対応した。 ・センター内に設置した野洲市児童相談支援事業所(指定障害児相談支援事業所)において障害児計画相談事業を実施した。 ・学齢期については、市内各学校からの相談依頼のコーディネートや学校教育課業務の職員がおこなう、学校現場と相談を築くことができた。	○	概ね計画どおり事業実施し、相談ニーズに対応した。	・引き続き、相談者のニーズに対応するため、関係部署・機関と情報共有し、連携しながら相談支援を行う。 ・成人期の相談者に対しては、就労支援機関等の関係部署・機関と連携しながら、相談支援を実施する。	・計画的な巡回発達相談の実施と具体的な支援情報の提供を園や学校に実施する。 ・成人期の相談者に対しては、就労支援機関等の関係部署・機関と連携しながら、相談支援を実施する。	継続	引き継がない
47		障がい者の相談窓口のネットワーク化	障がいのある人の相談窓口については、「身体・知的・精神・発達障がい」など、障がい種別に応じた複数の専門的窓口が配置されている一方、市民にとっては「わかりにくさ」を伴っています。制度が複雑化・専門化する今日、相談窓口の安易な一元化は、かえって市民サービスの後退につながりかねないことから、正確な情報の提供と適切な相談窓口のネットワーク化が必要です。	地域で暮らす障がいのある人のニーズに、可能な限り応えられる相談支援を進めます。また、障がい種別に応じた専門的窓口がありますが、複雑で多岐にわたる課題を持つ相談者については、各機関が持つ相談者への対応を、連携して問題の解決に努めます。	健康推進課	・精神障がいのある人の相談窓口として電話や来所や訪問による相談に対応した。関係部署や関係機関と連携して、情報共有と役割分担しながら、本人及び家族へ相談支援を行った。 ・精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療(精神通院医療)の申請受付は、健康推進課の他に障がい者自立支援課地域生活支援室でも受け付け、書類や情報が共有できる体制で実施し、市民の利便性を図った。	○	計画どおり事業実施し、相談ニーズに対応した。	特に重複障がいのある相談者の場合、複雑で多岐にわたる課題のある場合が多く、各機関が情報の共有に努め、連携して問題の解決に努める必要がある。	・引き続き、相談者のニーズに対応するため、関係部署・機関と情報共有し、連携しながら相談支援を行う。	精神障がいのある人の相談窓口として電話や来所や訪問による相談に対応した。関係部署や関係機関と連携して、情報共有と役割分担しながら、本人及び家族へ相談支援を行った。 ・精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療(精神通院医療)の申請受付は、健康推進課の他に障がい者自立支援課地域生活支援室でも受け付け、書類や情報が共有できる体制で実施し、市民の利便性を図った。	○	計画どおり事業実施し、相談ニーズに対応した。	特に重複障がいのある相談者の場合、複雑で多岐にわたる課題のある場合が多く、各機関が情報の共有に努め、連携して問題の解決に努める必要がある。	・引き続き、相談者のニーズに対応するため、関係部署・機関と情報共有し、連携しながら相談支援を行う。	引き継がない	

48		市民生活総合支援推進委員会 市民相談総合推進委員会	相談窓口のネットワーク化については、情報の共有化が重要になりませんが、相談事案の支援や解決以外の個人情報の利用がないよう、慎重な取扱いが必要です。また、相談内容に応じた問題解決のためのネットワーク形成や、具体的な対策・支援を検討する必要があります。	充実した実施体制の構築や継続的な実施体制をさらに整えていきます。また、市民に対して市の福祉施策を広め、気軽に市役所へ相談できるよう、啓発等の充実に取り組めます。	市民生活相談課	◎	予定通り実施し、事業を策定できた。	・平成32年度からの職員研修については、国からの補助金がなくなるから人事課の職員研修として位置づけて実施することも検討が必要。 ・生活困窮者支援対策連絡部会に設置した「高齢者等の生活安心サポート仕組みづくり検討会」を全5回開催した。その研修会において構成員の研修を実施し仕組みの検討を行った。 ・自殺防止対策連絡部会に「自殺対策計画策定関係会議」を設置し3回開催し「野洲市自殺対策計画」を予定通り策定した。	・平成32年度からの職員研修については、国からの補助金がなくなるから人事課の職員研修として位置づけて実施することも検討が必要。 ・生活困窮者支援対策連絡部会に設置した「高齢者等の生活安心サポート仕組みづくり検討会」の報告書に基づき関係課等と協力して事業を進める。 ・生活困窮者支援対策連絡部会、自殺防止対策連絡部会、人権対策連絡部会の3部会を設け、問題の解決のためのネットワーク形成や啓発活動、メンバーの知識習得、相談対応・支援策等の技術向上のための職員研修を実施する等、体制の強化に努める。 ・31年度までの取組の評価を行うことで、32年度以降の職員研修内容を検討し、それに基づいて研修の在り方を再構築する。	・5月16日／野洲市市民生活総合支援推進委員会を開催(25課28人が参加)。終了後に健康推進課職員を講師に「いのちを支える野洲市自殺対策計画」について研修を実施した(23課35人参加)。 ・委員会研修については、社会福祉課と連携し野洲市地域福祉計画内検討委員会と合同で開催。講師は日本福祉大学副学長の原田正樹氏、「地域福祉計画」をテーマに、12月16日内部研修(13課2機関/計30人参加)、公開研修(市、関係機関、民生委員児童委員、自治会長/計129人参加)の実績となった。	◎	野洲市市民生活総合支援推進委員会及び研修会(計3回)を予定通り開催できたこと、社会福祉課との連携による研修会は地域福祉計画をテーマに実施した研修会も多く実りある研修会となった。	・窓口業務の職員だけでなく、全ての職員が相談者の根拠にある問題(多重債務や生活困窮など)の発見ができる視点を持つことまた業務へのモチベーションを高めるための手法(研修会やケース事例検討)の構築が必要である。 ・野洲市地域福祉計画の策定を踏まえ福祉部局と連携した計画の推進を図るためのきめ細かい情報共有が必要である。	・生活困窮者支援対策連絡部会、自殺防止対策連絡部会、人権対策連絡部会の3部会を設け、問題の解決のためのネットワーク形成や啓発活動、メンバーの知識習得、相談対応・支援策等の技術向上のため職員研修を実施する等、体制の強化に努める。	ない	引き継ぐ
49	(3) 相談窓口のネットワーク化	健康相談(母子保健・精神保健福祉)	健康相談における窓口のネットワーク化については、虐待予防のための相談員や関係各機関との連携、精神疾患の患者に対する相談体制をさらに充実させる必要があります。また、相談者が抱える健康課題には、障がい者自立支援や介護・虐待などが複雑に絡み合っているため、関係部署間の調整と連携が必要です。	妊娠から育児までの一貫した子育て支援や、障がい者に対する自立支援協議会での情報共有など、相談支援体制の充実を図ります。また、複雑で多岐にわたる課題を持つ相談者に対しては、市民相談総合推進委員会市民生活総合支援推進委員会が情報を共有し、課題の抽出や相談支援体制の充実に努めます。	健康推進課	○	・母子保健事業における関係機関との連携は定着してきている ・精神保健福祉事業では関係部署間で情報共有と連携し相談支援できた。	・平成32年度末までに子育て世代包括支援センターの整備に向けて、相談窓口等周知を徹底していく。また、ハイリスク妊産婦支援を家庭児童相談室や子育て支援センター、医療機関、その他関係機関と連携強化し、継続的に取組む。 ・「いのちを支える野洲市自殺対策計画」に基づき、自殺対策を総合的かつ計画的に推進する。	・子育て世代包括支援センターとして、母子健康手帳発行時の専門職によるアンケートや面談を広報・ホームページ等で広く周知する。また、ハイリスク妊産婦を早期に把握し、相談につながる継続的に支援関係機関と連携強化する取り組みを進める。 ・「いのちを支える野洲市自殺対策計画」に基づき、自殺対策を総合的かつ計画的に推進する。	・母子健康手帳発行時に保健師、助産師が全数面談し、必要者については支援計画を立て、関係機関と連携し、支援につなげられた。(R2.2末現在、支援計画人数 70人) ・虐待の恐れがある事例は、家庭児童相談室と随時連携し支援できた。また、定例会議(月1回約15事例の検討)で、ハイリスク妊産婦や育児不安が強く虐待に繋がる事例は、家庭訪問等を同伴で実施し、情報共有と関係機関との連携により、予防的支援に努めた。 「いのちを支える野洲市自殺対策計画」に基づき、地域や関係機関のネットワークを強化し、相互の連携・協働を図ることができた。 ・複雑で多様な相談に対しては、市民生活相談課等の関係課と同席での面談や同伴訪問を行い、課題解決に結び付けている。 ・精神保健福祉事業においては、複雑に絡み合っている課題を解決するため、障がい者自立支援課をはじめとする関係部署間の情報共有と連携による相談支援を行った。	○	・子育て世代包括支援センターの整備に向けて、相談窓口等周知を徹底していく。また、ハイリスク妊産婦支援を家庭児童相談室や子育て支援センター、医療機関、その他関係機関と連携強化し、継続的に取組む。 ・精神科医療機関と共に、妊産婦のメンタルヘルス支援への支援関係機関と連携強化する取り組みを進める。 「いのちを支える野洲市自殺対策計画」に基づき、地域や関係機関のネットワークを強化し、相互の連携・協働を図る。	・子育て世代包括支援センターとしての妊娠前から子育て期にかけて切れ目なく支援する機関として、母子健康手帳発行時の専門職によるアンケートや面談を広報・ホームページ等で広く周知する。 ・妊産婦の不安や育児の相談先を周知啓発する。 ・ハイリスク妊産婦を早期に把握し、相談につながる継続的に支援関係機関と連携強化する取り組みを進める。 「いのちを支える野洲市自殺対策計画」に基づき、地域や関係機関のネットワークを強化し、相互の連携・協働を図る。	いのちを支える野洲市自殺対策計画(精神保健福祉)	引き継がない	
50	(4) 関係職員の能力向上	市民生活総合支援推進委員会 市民相談総合推進委員会	関係職員の能力向上については、市民相談総合推進委員会の開催や困難事例等の検討会、研修会等を計画どおり開催することができています。今後は、相談内容に関する知識習得や、相談対応のスキル、問題解決のための能力向上を目的とする研修を充実させ、また、職員の異動ごとに繰り返し行います。	複雑多岐にわたる相談事案に対応できるよう、所管課での個別課題に関する研修並びに共通課題における集合等での研修等により、職員の問題解決のための能力向上を図ります。	市民生活相談課	◎	予定通り実施し、事業を策定できた。	・平成32年度からの職員研修については、国からの補助金がなくなるから人事課の職員研修として位置づけて実施することも検討が必要。 ・生活困窮者支援対策連絡部会に設置した「高齢者等の生活安心サポート仕組みづくり検討会」を全5回開催した。その研修会において構成員の研修を実施し仕組みの検討を行った。 ・自殺防止対策連絡部会に「自殺対策計画策定関係会議」を設置し3回開催し「野洲市自殺対策計画」を予定通り策定した。	・平成32年度からの職員研修については、国からの補助金がなくなるから人事課の職員研修として位置づけて実施することも検討が必要。 ・生活困窮者支援対策連絡部会に設置した「高齢者等の生活安心サポート仕組みづくり検討会」の報告書に基づき関係課等と協力して事業を進める。 ・生活困窮者支援対策連絡部会、自殺防止対策連絡部会、人権対策連絡部会の3部会を設け、問題の解決のためのネットワーク形成や啓発活動、メンバーの知識習得、相談対応・支援策等の技術向上のための職員研修を実施する等、体制の強化に努める。 ・31年度までの取組の評価を行うことで、32年度以降の職員研修内容を検討し、それに基づいて研修の在り方を再構築する。	・5月16日／野洲市市民生活総合支援推進委員会を開催(25課28人が参加)。終了後に健康推進課職員を講師に「いのちを支える野洲市自殺対策計画」について研修を実施した(23課35人参加)。 ・委員会研修については、社会福祉課と連携し野洲市地域福祉計画内検討委員会と合同で開催。講師は日本福祉大学副学長の原田正樹氏、「地域福祉計画」をテーマに、12月16日内部研修(13課2機関/計30人参加)、公開研修(市、関係機関、民生委員児童委員、自治会長/計129人参加)の実績となった。	◎	野洲市市民生活総合支援推進委員会及び研修会(計3回)を予定通り開催できたこと、社会福祉課との連携による研修会は地域福祉計画をテーマに実施した研修会も多く実りある研修会となった。	・窓口業務の職員だけでなく、全ての職員が相談者の根拠にある問題(多重債務や生活困窮など)の発見ができる視点を持つことまた業務へのモチベーションを高めるための手法(研修会やケース事例検討)の構築が必要である。 ・野洲市地域福祉計画の策定を踏まえ福祉部局と連携した計画の推進を図るためのきめ細かい情報共有が必要である。	・生活困窮者支援対策連絡部会、自殺防止対策連絡部会、人権対策連絡部会の3部会を設け、問題の解決のためのネットワーク形成や啓発活動、メンバーの知識習得、相談対応・支援策等の技術向上のため職員研修を実施する等、体制の強化に努める。	ない	引き継ぐ



◆重点課題3 利用者の権利擁護

No.	施策内容	取組名	計画策定時		担当課	平成31年度				令和元年度				令和2年度			
			現状と課題	今後の方向性		平成30年度の 具体的な取組	進捗状況 ◎○△	左記の理由	課題	平成31年度 事業計画	令和元年度の 具体的な取組	◎○△	左記の理由	課題	令和2年度 事業計画	他の計画等で評価や進捗 管理を行っている	第3期地域福祉計画へ引き継ぐ か
51	(1) 地域福祉権利擁護事業・成年後見制度の利用促進	地域支援事業 権利擁護事業	高齢者における成年後見制度については、認知症高齢者等の増加のため、成年後見制度利用者が増加し、市長申立の件数も多くなっています。また、それを受ける成年後見人も少なく、後見人の質の確保も必要となっています。	認知症等により判断能力が不十分な高齢者に対して、権利擁護事業や成年後見制度の適切な支援を推進しながら、地域包括支援センターと関係機関との連携を図ります。	高齢福祉課	判断能力が不十分で、日常生活に支障が出ている高齢者やその支援者に対し、成年後見センターと協力した出張相談会やなんでも相談会の開催など、相談支援に努めた。また、成年後見人等が必要であるにもかかわらず申立てる親族がない場合に、市長申立てを行ったり、成年後見人等に係る報酬が支払えない低所得者に対し、報酬助成を行った。	○	地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用が必要となる高齢者が年々増加しており、報酬助成費や相談・申立支援の委託料が増加傾向にある。	関係課や関係機関と連携を図りながら、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度利用促進に向け、引き続き相談・申立支援や啓発活動を実施する。また、成年後見制度利用促進の計画策定に向け取組みを開始する。	判断能力が不十分で、日常生活に支障が出ている高齢者やその支援者に対し、成年後見センターと協力した出張相談会やなんでも相談会の開催など、相談支援に努めた。また、成年後見人等が必要であるにもかかわらず申立てる親族がない場合に、市長申立てを行ったり、成年後見人等に係る報酬が支払えない低所得者に対し、報酬助成を行った。	○	地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用が必要となる高齢者が年々増加しており、報酬助成費や相談・申立支援の委託料が増加傾向にある。	成年後見制度の利用を必要とする高齢者が年々増加しており、引き続き相談・申立支援や啓発活動を実施する。また、成年後見制度利用促進の計画策定や中核機関設置等について湖南4市と連携して進める。	具体的な指標は無いが、高齢者福祉計画・介護保険事業計画において評価する。	高齢者に限らない横断的施策だと思うが。		
52		地域福祉権利擁護事業	総合相談において権利擁護に関する相談を受けた。虐待の相談や対応も高齢福祉課と連携して行った。介護サービス事業所への啓発出前講座も実施した。	○	常に権利擁護の視点で相談を受け、必要な人には成年後見制度の利用などにつなげた。出前講座も実施できた。	高齢者虐待に関する勉強会や出前講座への参加者数が少なく、意識を高めていくことが必要。	積極的に出前講座や勉強会への出席を勧める。	総合相談において権利擁護に関する相談を受けた。虐待の相談や対応も高齢福祉課と連携して行い、毎月定例会でも情報共有した。介護サービス事業所への啓発出前講座も実施した。	○	常に権利擁護の視点で相談を受け、必要な人には成年後見制度の利用などにつなげた。出前講座も事業所対象に多数実施できた。	高齢者虐待相談の増加や安否確認が必要な緊急対応も増加し、関係機関との連携強化が必要である。	今後も積極的に出前講座や勉強会への出席を勧め、高齢者虐待の周知を図る。	高齢者福祉計画・介護保険事業計画で進捗管理を行っている。	引き継ぐ			
53		成年後見制度等利用 支援事業 成年後見相談支援 委託事業 権利擁護事業	障がい者における成年後見制度については、市長申立件数は少ないものの、本人・家族による申立及び利用はあります。そのため、市長申立や利用が困難となった場合の成年後見人報酬費用の助成が必要でです。	障がいのある人の制度利用の需要に対応するため、引き続き事業を継続します。また、成年後見制度の利用については、市の窓口だけでなく、NPO法人へ相談事業を委託し、親族による成年後見申立へのサポートも実施します。	地域生活支援室	「NPO法人成年後見センターもだま」による、年3回の出張相談会となんでも相談会の開催により、本人及び家族等からの相談機会の確保に努めた。	○	湖南4市輪番により、市内でも「なんでも相談会」を開催し、市職員も助言者として対応した。	・NPO法人成年後見センターもだまへ相談支援事業を委託し、相談段階から申立まで、本人および親族による成年後見申立のサポートを実施する。 ・権利擁護事業および成年後見制度の利用を促進するため、引き続き相談会等の実施や啓発活動を実施する。	・NPO法人成年後見センターもだま」による、年2回の出張相談会となんでも相談会の開催周知により、本人及び家族等からの相談機会の確保に努めた。 ・湖南4市の体制推進のため、成年後見制度利用促進の制度体制の検討を開始した。	○	後見人等報酬助成にかかる助成額等の基準を設けるなど、審査会運営の普通化への取り組みが必要である。また、後見人等報酬助成案件の増加へ傾向にありその対応が課題である。 ・湖南4市として、体制整備を進めている。	・NPO法人成年後見センターもだまへ相談支援事業を委託し、相談段階から申立まで、本人および親族による成年後見申立のサポートを実施する。 ・権利擁護事業および成年後見制度の利用を促進するため、引き続き相談会等の実施や啓発活動を実施する。		引き継ぐ		
54		地域福祉権利擁護事業	生活困窮者支援については、現在、野洲市生活困窮者自立促進支援モデル事業などにより支援を行っています。今後増加が予想される生活困窮者に対して継続して事業を実施する必要があります。	引き続き、福祉サービスの利用手続の援助や代行、日常的な金銭管理などを行い、判断能力が十分でない人々が地域で安心した生活を送れるよう、社会福祉協議会の取組への支援を行います。	市民生活相談課 (社会福祉協議会)	生活困窮者支援の家計相談支援事業において、金銭管理サービス(権利擁護事業)が必要な相談者4人をつなぐなど、社会福祉協議会と密な連携に努めた。	○	権利擁護事業が必要な対象者がサービス拒否する場合、必要な支援につながらない課題がある。理解を得るための支援の在り方を検討する必要がある。	家計改善支援事業において、必要な対象者には、権利擁護事業等の福祉サービスを情報提供し生活支援を実施する。	生活困窮者支援の家計改善支援事業において、金銭管理サービス(権利擁護事業)が必要な相談者7人をつなぐなど、社会福祉協議会と密な連携に努めた。	○	権利擁護事業が必要な対象者がいて申請しても、利用に約2か月かかるなど、速やかなサービス利用ができない状況がある。	権利擁護事業が必要な対象者がいて申請しても、利用に約2か月かかるなど、速やかなサービス利用ができない状況がある。	家計改善支援事業において、必要な対象者には、権利擁護事業等の福祉サービスを情報提供し生活支援を実施する。		引き継ぐ	
55		(2) 虐待防止ネットワークの強化	野洲市障がい者虐待防止連絡協議会	障がい者の虐待防止ネットワークについては、平成24年10月に障がい者虐待の未然防止や早期発見、早期対応のためのネットワーク構築を目的に野洲市障がい者虐待防止連絡協議会を設置し、関係機関のネットワークの構築や虐待発生時の対応マニュアルの作成等に取り組むなど、今後も虐待の防止に向けた活動が必要です。	協議会の構成機関の代表者、担当職員及び学識経験者で障がい者への虐待防止のための会議を定期的に開催していきます。また、協議会の中で、障がい者虐待防止のネットワークの強化や事例対応についての検討を図ります。	地域生活支援室	・障がい者虐待防止連絡協議会の代表者会議を1回、実務者会議を2回開催した。 ・実務者会議においては、学識経験者の助言を得ながら、虐待事例の対応検証を行うことで、虐待防止にかかる課題を検討しつつ、構成機関のネットワークの強化、各機関の取り組み推進を図った。 ・12月の障害者週間に併せて、市広報紙において、障がい者への理解促進と虐待防止の啓発に努めたが、市内大型店舗において、街頭啓発を実施した。 ・また、2月市内の店舗で開催された「人権YASU2019」において、啓発事業を展開したほか、30年度は新たに、身体障害者相談員と知的障害者相談員による相談コーナーを設けることで、虐待事業の掘り起こしを図った。	○	障がい者虐待ケースについても増加傾向にある。また、虐待者である養護者自身が生き辛さを抱えていることも多く、それら課題に対して、協議会のなかで議論には至らなかった。	引き続き、学識経験者の意見を交えて、協議会を定期的に開催していく。 ・実務者会議においては、学識経験者の助言を得ながら、虐待事例の対応検証を行うことで、虐待防止にかかる課題を検討しつつ、構成機関のネットワークの強化、各機関の取り組み推進を図った。 ・12月の障害者週間に併せて、市広報紙において、障がい者への理解促進と虐待防止の啓発を実施した。また、虐待防止法の内容について、虐待防止支援講演会を実施した。 ・その他、2月市内の店舗で開催された「人権YASU2020」において、啓発事業に加え、身体障害者相談員、知的障害者相談員等による相談コーナーを設けることで、虐待事業の掘り起こしをしていく。	○	障がい者虐待防止連絡協議会の実務者会議を2回開催した。 ・実務者会議においては、学識経験者の助言を得ながら、虐待事例の対応検証を行うことで、虐待防止にかかる課題を検討しつつ、構成機関のネットワークの強化、各機関の取り組み推進を図った。 ・12月の障害者週間に併せて、市広報紙において、障がい者への理解促進と虐待防止の啓発を実施した。また、虐待防止法の内容について、虐待防止支援講演会を実施した。 ・その他、2月市内の店舗で開催された「人権YASU2020」において、啓発事業に加え、身体障害者相談員、知的障害者相談員等による相談コーナーを設けることで、虐待事業の掘り起こしをしていく。	引き続き、学識経験者の意見を交えて、協議会を定期的に開催していく。 ・その中で、市障がい者虐待防止センターからの事例報告だけでなく、各事業所での取組事例を発表いただき、虐待の再発防止に向けた各機関の役割を認識し深めていく。 ・これまで同様、市民および関係機関に向けた虐待防止に関する広報を行い、障がい者虐待防止センターを周知する街頭啓発や障がい者理解や支援が得るための啓発講演会等を実施するが、当事者(障がい者)にも参加いただけるよう検討をしていく。		引き継ぐ		

【 基本目標Ⅲ 地域で安心したサービスの利用促進 ～地域生活を支える仕組みづくり～ 】

◆重点課題1 保健・医療・福祉の連携

No.	施策内容	取組名	計画策定時		担当課	平成31年4月調査時点				令和2年3月調査時点							
			現状と課題	今後の方向性		平成30年度の 具体的な取組	進捗状況 ◎○△	左記の理由	課題	平成31年度 事業計画	令和元年度の 具体的な取組	進捗状況 ◎○△	左記の理由	課題	令和2年度 事業計画	他の計画等で評価や進捗 管理を行っている	第3期地域福祉計画へ引き継ぐ か
56	保健・医療・福祉ネットワークの強化	野洲市地域医療あり方検討会	保健・医療・福祉ネットワークの強化について、「野洲市地域医療あり方検討会」において、行政、医療機関、介護保険事業所等が、在宅ケア部会や訪問看護部会等を開催し、初期救急や周産期や在宅療養支援等の課題解決について協議しています。また、在宅療養手帳の運用や周産期の情報紙発行等により、切れ目のない一貫したサービスの提供を図っています。在宅療養を支えるサービスや関係機関の連携は十分とは言えず、重度の認知症高齢者や貧困・虐待・障がい等の複合的な問題を抱える妊産婦の支援には、関係機関が情報共有・検討を行い、連携と役割分担等の体制づくりを進める必要があります。	医療機関や薬局、介護保険・障害福祉サービス事業所や行政などによる「野洲市地域医療あり方検討会」において、初期救急や周産期、在宅療養支援等の課題解決について協議します。また、関係者間で情報を共有し、ネットワークの強化を図ります。	健康推進課	生活習慣病部会：年2回(10/25、2/28)。市の生活習慣病の課題に対する解決にむけて、糖尿病重症化予防事業、がん検診事業において利用者拡大にむけより連携がすすむ取り組み方法を検討した。	○	生活習慣病部会：関係機関と情報共有・野洲市妊産婦支援の課題共有を継続する。また、精神科医療機関との連携を進めるための体制整備を推す必要がある。	生活習慣病部会：協議した取り組みを実施し評価の上で体制を整備していく必要がある。	生活習慣病部会：事業利用者拡大に向けて、関係機関における連携の取り組みを推進する。	○	生活習慣病部会：関係機関が、連携をすすめる体制づくりを協議できた。	生活習慣病部会：年2回(10/24、3/12)。市の生活習慣病の課題に対する解決にむけて、糖尿病重症化予防事業、がん検診事業において利用者拡大にむけより連携がすすむ取り組み方法を検討した。	生活習慣病部会：協議した取り組みを実施し評価の上で体制を整備していく必要がある。	生活習慣病部会：事業利用者拡大に向けて、関係機関における連携の取り組みを推進する。	野洲市総合計画	引き継がない
						在宅ケア部会：年2回開催。医療介護連携のための在宅療養手帳について関係機関へアンケートを行い、見直しを検討した。多職種連携交流会等を通して医師、歯科医師、介護支援専門員、介護保険事業所等の関係づくりを進めた。	○	訪問看護ステーション、訪問介護事業所間の情報共有を進める機会となった。	引き続き在宅での看取りに関する多職種での検討が必要。訪問看護部会のあり方について検討が必要。	在宅ケア部会では、認知症施策、在宅医療と介護連携に関する多職種の研修会等の取り組みを推進する。24時間訪問看護・介護検討会は、引き続き事例検討を中心に、在宅での看取りにつながる取り組みを進める。							

◆重点課題2 市民・自治会・事業者・行政の連携・推進

No.	施策内容	取組名	計画策定時		担当課	平成31年4月調査時点				令和2年3月調査時点							
			現状と課題	今後の方向性		平成30年度の 具体的な取組	進捗状況 ◎○△	左記の理由	課題	平成31年度 事業計画	令和元年度の 具体的な取組	進捗状況 ◎○△	左記の理由	課題	令和2年度 事業計画	他の計画等で評価や進捗 管理を行っている	第3期地域福祉計画へ引き継ぐ か
58	(1) 業者・行政のネットワークづくり	市民活動団体への支援	市民・自治会・事業者・行政のネットワークづくりについて、活動する市民団体の質により取組には差がありますが、それぞれの団体のできる範囲で活動している団体もあるため、自立する団体へと支援することが必要です。また、参加者の力量によって団体の継続性が大きく左右されるため、継続に対する支援も必要になります。さらに、自治会に対しても、今後も継続した行政のサポートが必要です。	行政における福祉施策は、あくまでも法令準拠が原則であることから、市民のニーズに十分に対応出来な部分があり、その部分を市民団体の活動により補完していただくよう、活動の支援を行います。	市民活動支援センター 市民サービスセンター	第10回やすまの広場2018実行委員会に障がい者関係団体連絡協議会から参加し運営に携わってもらうとともに、イベント当日も活動事例の紹介やパーラー出店等をしてもらうことで自主的な活動の支援を行った。	○	このイベントを通じて、多くの市民に対し様々な福祉に関する情報を提供することができた。また、市民と福祉関係団体又は福祉関係団体間で交流を深めることができた。	市民活動について広く周知することにも交流を深め情報交換を行う機会を設けるなど、市民が市民活動に関心を持ち市民活動団体が自立した活動を行うことで、地域福祉の一端を担うことのできる地域の基盤作りが必要。	市民と市民活動団体の交流イベントである第11回やすまの広場2019を開催するなど、地域福祉を支える市民活動団体の裾野が広がるよう、市民をはじめ市民活動団体間の交流を図り、継続した支援を行う。	○	イベントを通じて、多くの市民に対し様々な福祉に関する情報を提供することができた。また、市民と福祉関係団体又は福祉関係団体間で交流を深めることができた。	市民活動について広く周知することにも交流を深め情報交換を行う機会を設けるなど、市民が市民活動に関心を持ち市民活動団体が自立した活動を行うことで、地域福祉の一端を担うことのできる地域の基盤作りが必要。	市民と市民活動団体の交流イベントである第12回やすまの広場2020を開催するなど、地域福祉を支える市民活動団体の裾野が広がるよう、市民をはじめ市民活動団体間の交流を図り、継続した支援を行う。社会福祉協議会をはじめとする他機関との連携強化を図る。	野洲市総合計画	【引き継ぐ】	
						やすまの広場実行委員会に障がい者関係団体連絡協議会から参加し運営に携わってもらうとともに、イベント当日も活動事例の紹介やパーラー出店等をしてもらうことで自主的な活動の支援を行った。	○	やすまの広場実行委員会に障がい者関係団体連絡協議会から参加し運営に携わってもらうとともに、イベント当日も活動事例の紹介やパーラー出店等をしてもらうことで自主的な活動の支援を行った。	○	やすまの広場実行委員会に障がい者関係団体連絡協議会から参加し運営に携わってもらうとともに、イベント当日も活動事例の紹介やパーラー出店等をしてもらうことで自主的な活動の支援を行った。							
59	(2) 交流の拠点づくり																

◆重点課題3 社会福祉協議会との連携・協働

No.	施策内容	取組名	計画策定時		担当課	平成31年4月調査時点				令和2年3月調査時点							
			現状と課題	今後の方向性		平成30年度の 具体的な取組	進捗状況 ◎○△	左記の理由	課題	平成31年度 事業計画	令和元年度の 具体的な取組	進捗状況 ◎○△	左記の理由	課題	令和2年度 事業計画	他の計画等で評価や進捗 管理を行っている	第3期地域福祉計画へ引き継ぐ か
60	(1) 社会福祉協議会との連携強化	社会福祉協議会活動補助	社会福祉協議会との連携強化について、地域福祉の各分野において、社会福祉協議会の取組が実施されています。地域住民やさまざまな福祉活動を行う団体の活動に対して、今後も社会福祉協議会が果たす役割は大きいと、安定した組織運営を支援する必要があります。	これからの地域福祉の取組については、可能な範囲で地域住民の声を反映させ、福祉活動を推進することが重要であるため、社会福祉協議会と連携しながら地域福祉を推進します。	社会福祉課	社会福祉協議会の中長期経営計画策定に策定委員として、課内職員が参画した。	○	地域福祉計画と社会福祉協議会活動計画については連携を図る必要がある。	市から補助金を出していたり、委託している事業が多く、事業について精査する必要がある。	各種地域福祉事業について、連携・協力のもと継続して事業を推進する。	○	社会福祉協議会の活動に寄与するべく、人件費補助、事業費補助の活動補助を行った。	ふれあいサロン事業、民生委員児童委員協議会に関する事業、命のバトン配布事業等、各種地域福祉事業について、連携・協力のもと事業の推進に努めた。	各種地域福祉事業について、連携・協力のもと継続して事業を推進する。	なし	引き継ぐ	
						ふれあいサロン事業、民生委員児童委員協議会に関する事業、命のバトン配布事業等、各種地域福祉事業について、連携・協力のもと事業の推進に努めた。			また、策定された野洲市社会福祉協議会中長期経営計画について、計画の進捗状況についても把握する必要がある。	市役所への研修派遣を継続することにより、組織間のさらなる連携強化を図る。							第3期地域福祉計画策定にむけて、次期社協地域活動計画により一層の連携が図れるように、一体的に策定する等の検討を行う。
61	(2) 社会福祉協議会の組織体制の強化	社会福祉協議会との連携強化	社会福祉協議会の活動について、市民からは幅広い福祉活動の実施が求められているため、それらに対し適切な判断のもと対応できるように、連携強化及び活動の支援を行う必要があります。	今後も変化を続ける市民からの地域福祉へのニーズに対応し、地域を基盤にした活動を行うため、職員研修の充実や個人情報保護への対応、苦情解決の充実などについて連携を強化します。	社会福祉課	社会福祉協議会職員を研修派遣という位置づけにより市の所属に受け入れ、職員のスキルアップを図った。											



